

# 陳 情 回 答 綴

(陳情第 20 号～第 33 号)

令和 3 年第 2 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

# 目 次

陳情第 20号	行政にかかる諸問題について	1
陳情第 21号	行政にかかる諸問題について	23
陳情第 22号	市有地の活用について	41
陳情第 23号	障害者施策等の充実について	43
陳情第 24号	男女共同参画等について	59
陳情第 25号	行政にかかる諸問題について	63
陳情第 26号	行政にかかる諸問題について	65
陳情第 27号	感染症対策について	71
陳情第 28号	養豚場について	73
陳情第 29号	天神公園について	75
陳情第 30号	公立幼稚園について	77
陳情第 31号	放課後施策等について	79
陳情第 32号	放課後施策について	81
陳情第 33号	放課後施策について	85



番 号	陳情第20号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	6月17日
<p>(審査結果)</p> <p>第7項</p> <p>「広報さかい」におきましては「議会のうごき」としまして、定例会や委員会において議論した事項を、議事の記録に基づきできるだけ多く掲載するとともに、重要な議案に対する会派等別の賛否の一覧を掲載し、充実を図っています。</p> <p>なお、ご要望の別だてでの「議会だより」の発行につきましては、多くの紙資源と多額の経費を要する等課題もあり、現在のところ、行っておりません。</p> <p>今後とも、広報さかいや堺市議会ホームページなどをおして、市民の皆様に議会情報をより一層分かりやすくお伝えするよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>	

番 号	陳情第20号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（政策企画部）</p> <p>本市では、市民一人ひとりが住んでいるまちに愛着や誇りを持って最大限に個々の力を発揮し、地域全体で行政と連携・協働しながら、地域課題の解決やまちづくりに参画する協働のまちづくりを推進しています。</p> <p>他都市の事例なども踏まえ、今後とも、本市が持続的に発展できる市民参画、市民協働による取組を進めていきます。</p> <p>第9項（広報戦略部市政情報課）</p> <p>市民と市長が対話できるような場については、これまでいろいろな機会を捉え、場を設けてまいりました。また、各局区においても様々な手法で市民の声をお聴きしているところです。</p> <p>対話の場については、新型コロナウイルス感染状況も勘案しながら、引き続き、効果的な方法等を検討してまいります。</p> <p>第10項（広報戦略部市政情報課）</p> <p>本市において、個人情報を取扱う業務委託を行う際は、「堺市個人情報取扱事務の委託等に関する基準」に基づき、受託事業者における秘密の保持、罰則、適正管理、返還、廃棄等の事項を定めた契約を締結することとしており、必要に応じて個人情報を取り扱う施設の実地調査を行う等、受託事業者が個人情報に係る事故等を起こさないよう対応を行っています。</p> <p>また、受託事業者は、本市の承諾の上、業務の一部を再委託したとき、その契約内容を速やかに書面で本市へ報告し、再委託先には受託事業者と同様に個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、必要な教育及び研修の義務を負わせたうえで、その遵守を監督し、個人情報に係る事故防止に努めています。</p> <p>第11項（広報戦略部広報課）</p> <p>「広報さかい」は、昨年度策定した広報戦略に基づき、堺市の変化や魅力をより伝えられる媒体として、引き続き内容の充実を図っていきます。また、今年度リニューアルを行う予定です。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（政策企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（産業振興局商工労働部産業政策課）（建築都市局都市再生部）</p> <p>カジノを含む統合型リゾート（IR）については、平成30年「特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）」が制定され、現在、国において基本方針が示されています。</p> <p>大阪府・大阪市においては、令和3年3月に実施方針を確定・公表しましたが、本市はIR誘致には関わっていません。</p> <p>なお、大阪広域ベイエリアまちづくり推進本部は、大阪府及び大阪市、堺市が連携して、大阪ベイエリアの将来像や整備の方向性等についてとりまとめるため設置したものであり、ベイエリアの魅力を高めるため、より広域的な視点から議論できると考えています。</p> <p>第13項（政策企画部）</p> <p>本市の副首都推進本部への参画については、大阪府、大阪市と連携を図り、大阪全体の成長・発展に向けた戦略等を検討し、本市の成長につなげていくことを目的としたものです。同本部への参画により、引き続き連携を強化し、本市における成長に向けた取組を推進していく必要があると認識しています。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	市政集中改革室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項（市政集中改革室）</p> <p>市では、「堺市公共施設等総合管理計画」等に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進しています。</p> <p>用途を廃止した公共施設の跡地については、市の各分野における計画を踏まえつつ、庁内関係部局が連携のうえ、まずは庁内での有効な活用方法を検討します。それでもなお利用用途が無い財産については売却や貸付等により、市の財源確保に努めていきます。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第15項（行政部総務課）</p> <p>自衛隊法施行令第120条には、防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができると規定されており、これに基づいて、防衛大臣から堺市長に対して募集対象者情報の提出を依頼されています。募集対象者情報の提供は法令に定められた適法な事務であり、法令に基づき提供を行うものです。提供をしないよう申し出があった場合には、御理解いただけるよう努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第16項（税務部税制課）</p> <p>消費税率（国・地方）引上げによる増収分は、社会保障・税一体改革により、全て社会保障に充てられています。消費税率10%への引上げによる増収によって、待機児童の解消、幼児教育・保育の無償化など子育て世代の社会保障が充実し、全世代型への社会保障制度改革が進んでいます。</p> <p>以上のような趣旨を踏まえると、本市から国に意見を申し入れるべきではないと考えております。</p> <p>第17項（財政部財政課）</p> <p>令和3年度当初予算においては、社会保障施策に要する経費の財源として9,778,000千円を充当しています。</p> <p>具体的には、生活保護扶助事業や介護保険事業などの外、子育てに関わる社会保障費として、ひとり親家庭医療助成事業や、子ども医療費助成事業、母子保健事業など、様々な社会保障施策の財源として活用しています。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第18項（選挙管理委員会事務局）</p> <p>開票事務に際しては、ミスが生じることのないよう、従事者に事務手順の周知及び注意事項に関する指示を徹底し、選挙が適正に行なわれるよう取り組みます。</p> <p>移動が困難な障害者及び重度の在宅療養者等の選挙権行使を容易にするため、郵便投票の対象者を現在の「要介護5」から「要介護4」及び「要介護3」全体に拡大するよう指定都市選挙管理委員会連合会において、法改正要望に取り組んでいます。</p> <p>投票にあたり広報車などにより送迎することについては、公平性の観点や選挙人個々の事情の把握の難しさに加え、必要となる費用などの観点から実現は難しいと考えています。</p> <p>啓発宣伝車による投票の呼びかけについては、投票率向上のため、市長選挙及び市議会議員選挙で投票日前日と当日に、啓発宣伝車による選挙の周知及び投票の呼びかけを実施しています。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第19項（危機管理室防災課）</p> <p>本市では、風水害時の避難所として108箇所、地震時の避難所として161箇所（風水害時の108箇所を含む）の避難所を指定しており、本市に想定されている避難所生活者数が最大となる上町断層帯地震に対しても避難者を収容できる数となっています。</p> <p>一方、コロナ禍においては、災害や避難状況に応じ、例えば、風水害時においても地震時の避難所を開設するほか、指定避難所以外の約80箇所の公共施設や、災害時協定を締結しているホテル協会に加盟するホテルを順次開設するなど、避難スペースの確保にも取り組んでいます。</p> <p>また、各避難所には新型コロナウイルス感染症対策として、仕切り材（パーテーション）や段ボールベッド、マスクやアルコール消毒液の他、ペーパータオルや使い捨て手袋などの衛生用品等を配備しています。</p> <p>なお、本市では、避難所となる学校トイレの環境改善に合わせて、災害時の使用も考慮した整備を行うほか、仮設トイレの整備や簡易トイレの備蓄確保を行っています。</p> <p>また、小学校や公園施設などへのマンホールトイレの整備も進めており、上町断層帯地震が発生したときの避難所への想定避難者数約13万9,000人に対して、現在約90人に1基のトイレを確保しています。</p> <p>今後も国の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に基づき、避難者50人当たり1基の災害用トイレを確保することを目標に、庁内関係部局が連携して取り組んでいきます。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第20項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）（南区役所区政企画室）</p> <p>区政策会議は、区民等の意見を反映しつつ、区ごとの実情及び特性に応じた政策形成を進め、もって特色ある区行政の実現を図るため、区民参画と区長の政策立案を支える仕組みとして、区ごとに開催することとし、テーマの設定、委員の構成や人数をはじめ、区が主体的に、実情等に合わせた会議を運用できるようにしています。</p> <p>また、会議での議論の内容は、議事録等を作成し、ホームページ等で広く公表します。</p> <p>今後も、区民の参画を促し、区民との協働により、区域の課題解決や特色に応じた取組を推進できるよう努めます。</p> <p>第21項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）（南区役所総務課）</p> <p>市民の相談窓口については、広報さかいにおいて、「今月の相談」の欄に区役所を含め市で行っている主な相談先（区役所の相談は別記にもあり。）を記載しているほか、別記の「区役所の相談」の欄には、お住まいの区役所以外の区役所で相談ができるものは、「どの区でも」という記載をしています。</p> <p>また、ホームページにおいても、相談窓口に特化したページを作成しています。</p> <p>今後も、市民ニーズを踏まえながら、利便性向上に向けて取組を進めます。</p> <p>第22項（男女共同参画推進部生涯学習課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課）</p> <p>公民館は、社会教育法第20条に基づき、生涯学習の振興、地域振興、住民相互の親睦を図ることを目的として設置しており、お住まいの区域に関わらずどなたでもご利用いただけます。</p> <p>公民館の増設予定はございませんが、現在市内に設置している6館を学習活動やコミュニティ活動の場として、幅広くご活用ください。</p> <p>老人福祉センターにつきましては、今日の社会的背景や、利用者の固定化や設備の老朽化といった施設が抱える課題を踏まえ、公平性のあり方や、限られた資源や財源の適正配分という観点から、見直しを検討しております。</p> <p>令和2年3月に策定した「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」においては、入浴事業は令和6年度末までを目途に事業継続することとし、老人福祉センターの事業内容を見直し、身近な地域における高齢者の介護予防や社会参加に資する事業へと転換を図ると示しておりますが、頂いたご意見なども踏まえながら、今後も検討を進めてまいります。</p> <p>第23項（男女共同参画推進部男女共同参画センター）</p> <p>利用者の多様な要望に応えるために、男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設との連携を図りながら、活動の場の提供に努めたいと考えていますので、ご理解を願います。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第24項（人権部人権推進課）</p> <p>本市においては、昭和58年に非核平和都市宣言を決議するとともに、国内外の都市が連帯して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えています。</p> <p>今後も、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めます。</p> <p>また、「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、日本政府に対して署名・批准を求めています。</p> <p>第25項（人権部人権推進課）</p> <p>日本国憲法、中でも第9条につきましては、さまざまな議論がなされていることは認識しています。しかしながら、憲法改正につきましては、国権の最高機関である国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えています。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組みます。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第26項（健康部保健所感染症対策課）</p> <p>本市では、市内医療機関における医療用物資の状況を定期的に把握しながら、本市における医療提供体制を確保するため、N95マスクや医療用グローブを始め、医療用物資を一定量確保し、必要に応じて供給支援する体制を構築しています。</p> <p>医療機関への財政支援については、独立行政法人福祉医療機構が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設向けの優遇融資を実施しており、医師会等を通じて、周知を図っています。</p> <p>感染症拡大により減収などの影響を受けた市内の事業者全般に対しては、国、府及び市の支援情報をホームページ等で発信するとともに、金融支援策等による事業継続支援に努めています。</p> <p>保健所では、正規職員、任期付職員及び応援職員の配置を増やし、体制の強化を行っています。人材派遣や業務委託などを活用し、業務効率化を図るなど、保健所の機能強化を進めています。</p> <p>現在、陽性者が発生した施設等における従事者や利用者等に対しては濃厚接触者に限らず、幅広い検査を実施しております。今後も、検査スキームや検査対象について、国の動向を注視していきます。</p> <p>本市における新型コロナウイルス感染症に関する情報の発信につきましては、SNS、広報紙、ホームページなどの特性を踏まえつつ、必要な情報を効果的に発信できるよう努めてまいります。</p> <p>第27項（健康部保健所感染症対策課）</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの電話及びインターネットの予約申込みにつきましては、多くの皆様の予約受付に対応できるよう、電話回線を設置当初の90回線から180回線に増設したほか、インターネットのサーバ機器を増強するなど、受付体制を強化しています。また、広報さかいや市ホームページなどを通じて、身近な医療機関での個別接種も利用いただくよう、周知に努めております。</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの供給量につきましては、接種開始当初は供給量が限られておりましたが、6月末までに、市内の65歳以上の方の2回分の接種量にあたる約46万回分のワクチンが供給される見込みです。引き続き、高齢者以外の方の接種開始に向けて、十分な量のワクチン供給について国に要望してまいります。</p> <p>また、現在、陽性者が発生した施設等における従事者や利用者等に対しては濃厚接触者に限らず、幅広い検査を実施しております。今後も、検査スキームや検査対象について、国の動向を注視していきます。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第28項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国民健康保険法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。</p> <p>大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、令和4年度以降の保険料率についても、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していきます。</p> <p>第29項（長寿社会部医療年金課）</p> <p>国では、社会保障制度の持続可能性を確保し、世代間の公平性を図るため、医療の給付と負担の在り方についての検討を行った結果、後期高齢者医療制度の2割負担導入については、令和2年12月15日に閣議決定されました。</p> <p>また、施行に当たっては、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1か月分の負担増を最大でも3,000円に収まるよう、配慮措置が併せて検討されています。</p> <p>本市といたしましては、今後、後期高齢者の必要な受診が抑制される事態が生じないように、国に対し必要な措置を講じるよう要望を行ってまいります。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第30項（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害支援課）</p> <p>加齢性難聴は、社会問題の一つであり、本市においても高齢者対象の介護予防教室などで、参加者自身の聴力低下により、講師等話し手の声が聞こえづらい等、「聴こえ」への対応が課題となっています。</p> <p>難聴の自覚や変化への気づきから受診を促し、医療や適切なケアにつなぐことで、難聴に起因する認知症などの二次的な機能低下も防ぐことができると考えています。このことから、高齢者対象の健康講座などにおいて、加齢性難聴の早期発見のためのチェックポイントを周知することで、本人の自覚や周囲の気づきを促し、受診につながるよう啓発に取り組んでいきます。</p> <p>また、令和2年10月から令和3年3月末まで、堺市介護予防教室参加者404人（平均年齢76.8歳）を対象に、話し手の声を加齢性難聴の方でも聞き取りやすい音質に変換するスピーカーを活用した「聴こえ」に関する実証プロジェクトを実施したところ、対象者の約67%がスピーカーの活用により聴こえが改善したと回答しました。</p> <p>上記検証結果も踏まえながら、加齢性難聴に対する社会の理解の促進や、市内介護サービス施設等での生活支援機器の導入促進につなげていきたいと考えています。</p> <p>なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第31項（子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>令和元年8月に堺市立児童自立支援施設基本計画を中断し、堺市の子どもたちに必要な支援を行える環境をしっかりと確保することを前提に、施設整備費用や将来的なランニングコストを考えて、より効果的な手法として、大阪府への事務委託継続に向け大阪府と協議してきました。</p> <p>この度、令和3年1月に大阪府との事務委託継続について合意したことから、中断していた堺市立児童自立支援施設基本計画について、令和3年5月28日に中止しました。</p> <p>今後は、大阪府立施設内において、新たな寮舎を令和6年4月1日に開所できるよう、大阪府と協力しながら、事務委託継続に向けた協議を進めていきたいと考えています。</p> <p>第32項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（市民人権局男女共同参画推進部男女共同参画推進課）</p> <p>令和2年度の本市のDV相談者数は速報値で約1,560人で、令和元年度と比較すると14%程度増加しています。</p> <p>本市では、DVに関する相談については、各区の女性相談窓口や堺市配偶者暴力相談支援センターで相談を受け付けており、それらの開設時間以外も夜間・休日DV電話相談を開設し、24時間365日相談に対応しているほか、男女共同参画センターや男女共同参画交流の広場においてもDV相談を行っています。</p> <p>また、緊急対応が必要な場合は、大阪府と連携し、シェルター等での一時保護を行っています。これらの相談窓口は、コロナ禍においても継続して対応しており、相談窓口に関する情報が必要な方に届くよう、広報紙、市ホームページ、SNSなど様々な手法を用いて情報発信を行っています。</p> <p>今後も、一人でも多くのDV被害者の支援や相談等につながるように相談窓口の周知啓発に努めます。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第33項（商工労働部雇用推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ひとり親世帯、特に母子世帯の経済的な影響は深刻な状況であると認識しています。</p> <p>コロナ禍による休業・雇止めに対する支援に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響等により失業状態にある求職者を雇い入れ、一定期間雇用した事業主に対し、大阪府の施策と連動した堺市独自の助成を行うことで、求職者の早期の就業を図るとともに、市内事業者の人材確保を支援する事業を予定しております。</p> <p>また、全年齢の女性を対象にした「さかいJOBステーション」の「女性しごとプラザ」や、働く意欲がありながら、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方を対象にした「公益財団法人 堺市就労支援協会」通称「ジョブシップさかい」において、女性求職者の状況に応じて、就職につながるカウンセリングやセミナーの実施をはじめ、正規雇用の求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなどの支援、結婚、出産、育児、介護等の様々な事情で一旦退職し再就職をめざす女性のキャリアブランク解消の支援などに取り組んでいます。</p> <p>今後も、様々な立場にある女性に対する切れ目のないきめ細かな就労支援に取り組んでいきます。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第34項（交通部公共交通担当）（建設局サイクルシティ推進部自転車環境整備課）</p> <p>本市では、市内の高齢者を対象としたおでかけ応援バスの実施や、すべての人が乗り降りしやすいノンステップバスへの導入補助など、バスの利用促進や利便性向上を進めています。</p> <p>また、鉄道、路線バス、阪堺電車に加えて、既存の公共交通を利用しにくい地域の移動手段の確保を目的に堺市乗合タクシーを運行することにより、人口割合で約97%の市民の方が公共交通をご利用いただける環境となっています。</p> <p>利用率につきましては、鉄道や路線バスなどの公共交通利用圏域を鉄道駅から半径800m以内、路線バス、阪堺電車、堺市乗合タクシーの停留所から半径300m以内に設定し、人口分布と重ね合わせて算出しています。資料につきましては、第23回堺市地域公共交通会議の会議資料の「公共交通カバー状況」として、堺市ホームページにて公開していますのでご参照ください。</p> <p><a href="#">トップページ</a>&gt;<a href="#">市政情報</a>&gt;<a href="#">都市計画とまちづくり</a>&gt;<a href="#">公共交通</a>&gt;<a href="#">会議・協議会</a>&gt;<a href="#">堺市地域公共交通会議</a></p> <p>また、自転車レーンにつきましては、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省・警察庁）」に基づき、自転車・自動車の双方が安全に通行出来るよう、整備を進めています。</p> <p>主な整備方法は、自転車の通行位置を示すとともに、自動車に自転車が車道内で混在することを注意喚起する青色矢羽根路面表示と自転車のピクトグラムを設置する車道混在で行っています。</p> <p>駅前の自転車等駐車場の整備については、今後も施設改修の際などに、利用者ニーズを把握しつつ、利便性向上を図りながら、利用者の方に安全で安心してご利用いただけるよう取り組んでいきます。</p> <p>アクションプラン50に基づき整備を行った路線は現時点（R2年度末）で、29路線で総延長39.5kmとなっています。詳細な路線図につきましては、堺市HIPにて公開していますので、ご参照下さい。</p> <p><a href="#">トップページ</a>&gt;<a href="#">くらしの情報</a>&gt;<a href="#">道路・交通・土木</a>&gt;<a href="#">サイクルシティ堺</a></p> <p>市としましては、今後とも事業者と連携してより良い市民の移動手段の維持確保に努めます。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第35項（住宅部住宅まちづくり課・住宅管理課・住宅改良課・大仙西地区整備室）</p> <p>市営住宅の提供については、令和2年5月より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による雇用先からの解雇等で住居の退去を余儀なくされる方を対象に、一時的な提供を行っており、現在5世帯が入居しています。</p> <p>バリアフリー化については、高齢者や障がい者が安全・安心に暮らせるよう、市営住宅の建替事業や改善事業により、スロープやエレベーターの設置、住戸内の段差解消や手摺の設置等を行っています。</p> <p>また、平成2年より1階に車椅子対応住戸を設けており、現在建設中の万崎住宅や、今後建設予定の大浜高層住宅、協和町・大仙西町住宅においても同様の計画としています。</p> <p>今後も引き続きバリアフリー化を推進します。</p> <p>第36項（交通部公共交通担当）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車に65歳以上の堺市民の方が1乗車100円でご利用できる制度です。</p> <p>今後とも制度の趣旨を踏まえ利便性の良い、おでかけ応援制度の運用に努めます。</p> <p>身体障害者及び知的障害者に対しては、JRや私鉄各社において、旅客運賃の割引制度を設けております。バスにつきましても、バス会社によって適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。また、介護者についても、障害者本人の障害の程度によって、割引が受けられる場合がありますので、詳しくは各交通機関にお問い合わせください。</p> <p>今後も、障害のある方々のご意見などを参考にしながら、社会参加の促進を図る観点から障害者に対する取組について検討したいと考えています。</p> <p>妊婦の方については、母体と胎児のからだの状態や変化に合わせて行動され、交通手段を選択されるため、妊婦の方を対象とすることは、本制度の趣旨と異なるものと考えています。</p> <p>また、停留所の上屋やベンチなどのバス待ち環境改善については、バス事業者と連携を図り、より良い市民の移動手段の維持確保に努めます。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第37項（経営企画室）</p> <p>《水道民営化について》</p> <p>水道法第6条第2項は、水道事業は原則として市町村を経営主体とすることを規定しています。これは、水道事業が膨大な資金と技術力を必要とし、かつ、継続的、安定的な経営が必要であることから、利潤を追求する私企業の経営によるよりは、公共団体である市町村により経営されることが適切と考えられるためです。</p> <p>その一方で、人口減少に伴う水需要の減少など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには、民間企業の技術力や高い効率性を活かすことが重要であると考えています。</p> <p>このようなことから、本市では、民間企業の高い効率性が期待できる検針・料金徴収業務などについて業務委託を導入し、安定した事業運営に努めています。</p> <p>民間企業に委託した業務であっても、本市の責任で運営されていることに変わりはなく、委託業者による業務履行を適正に管理しています。</p> <p>今後も、水道事業の公益性・公共性を確保した上で、民間企業との公民連携を進め、事業運営のより一層の健全化や効率化を図り、安全安心な水を安定的に供給していきます。</p> <p>《料金の引き下げについて》</p> <p>水道料金は、大阪広域水道企業団の水道用水供給料金の引下げによる負担減少分を還元するため令和元年12月から水道の従量料金を引き下げ、下水道使用料についても、経営改善の取組みにより、平成29年10月から基本使用料を引き下げたところです。</p> <p>今後の水道・下水道事業の経営上の課題として、水道事業は大阪広域水道企業団から水を購入するための受水費が支出の大半を占めるため、費用削減の効果が発現しにくい構造にあります。また、下水道事業では、過去に集中的に整備した際に借りた企業債償還金の負担が今後も下水道事業会計を圧迫する状況が続きます。</p> <p>このように、水道・下水道事業とも、今後は経営の厳しさを増すことが想定されるため、経営基盤の強化策として、未利用地の有効活用等の新たな収益の確保、広域化・公民連携による新たな運営形態の検討、ICTの活用などを一層推進し、将来にわたり持続可能な体制を構築します。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第38項（中央図書館総務課・学校教育部学校指導課）</p> <p>本市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第32条の規定に基づき、教育委員会が図書館を所管しています。また、教育委員会では、司書の専門性を活かした継続的な図書館運営を行うため、図書館サービスの専門的業務を担う司書職員の計画的な採用と育成、適切な職員配置が重要であると認識しています。令和2年4月から会計年度任用職員制度が実施されたことによって、さらに質の高いサービスを提供していくことができるよう、職場研修や職員間の情報共有を推進しています。</p> <p>今後も、サービスを長期にわたって安定的に提供することができるよう図書館の運営に努めます。</p> <p>また、学校図書館については、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するために専門的知識をもった学校司書の配置を拡充することが重要であるとし、令和3年度から、週2日勤務の学校司書を全小中学校に配置しています。</p> <p>今後も学校図書館の充実に向けて、学校図書館にかかわる人材確保や人材育成をめざし、学校司書にとって働きやすい勤務条件を検討します。</p> <p>第39項（学校管理部学校給食課）</p> <p>国産小麦については、収穫量も十分でなく、安定的に給食で使用することが困難な状況であるため、輸入小麦を使用しています。</p> <p>輸入小麦については、カビ毒を始め、ポジティブリストに設定されているすべての農薬について、農林水産省による船積時検査と日本に到着した際の厚生労働省によるモニタリング検査が実施されており、その検査において、国が設定している基準値内の小麦が輸入されていますので、安全性に問題はないと考えています。</p> <p>なお、学校給食に要する経費のうち、食材料費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしていますので、ご理解ください。</p> <p>第40項（総務部学務課）</p> <p>就学援助については、厳しい財政状況が予想される中で施策の継続を図るため、現在の認定基準で実施しているところですので、ご理解ください。また、令和2年度から郵送による申請を実施しており、児童生徒を通じて配布するお知らせ、広報さかい、堺市ホームページに周知しています。</p> <p>中学校給食費への就学援助の適用については、全員喫食制の中学校給食の導入と併せて、検討します。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第41項（学校管理部中学校給食準備室）</p> <p>教育委員会では、全員喫食制の中学校給食の実施に向け、「堺市中学校給食実施方法等調査」の結果をもとに、有識者等で構成される「堺市中学校給食検討懇話会」からの意見を踏まえ、高度な衛生管理が徹底できること、同時期に一斉早期に開始できること、安全安心な給食を安定的に提供できること等の理由から、給食センター方式の導入を令和2年3月に決定いたしました。現在、給食センターの整備に向け必要な調査等を行いながら、安全安心な給食を提供することを第一に、できるだけ早期に全校で実施できるように取り組んでいます。</p> <p>第42項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課・学校管理部学校施設課・教育センター学校ICT化推進室）</p> <p>本市では現在、小学校において1・2年生で35人以下の学級編制、「小学校教育支援加配教員」の配置により、小学校3年から6年において38人以下の学級編制を行っています。また、小・中学校において「習熟度別指導等加配教員」の配置により、きめ細かな指導を行うために、1クラスを分割するなど少人数での学習を実施しています。</p> <p>少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。</p> <p>また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について、国に対し要望していきます。</p> <p>また、小学校の外国語教育及び中学校の英語教育の充実を図るため、小学校において「小学校英語指導加配教員」や「英語教育推進加配教員」、非常勤講師等の配置、中学校において「英語教育実践研究加配教員」や「英語力向上加配教員」等の配置を行い、加配教員を活用して専科指導や習熟度別指導等を行っています。今後も、小学校の外国語教育及び中学校の英語教育の充実に努めます。</p> <p>児童生徒1人1台端末の活用における教員への支援については、オンライン等を活用し、研修や操作方法、実践事例などについて情報提供を行います。</p> <p>第43項（教育センター学校ICT化推進室）</p> <p>GIGAスクール構想に係る環境整備は昨年度完了しており、ICTを効果的に活用し、児童生徒一人ひとりの状況をふまえた双方向型の授業や個別最適な学びと多様な意見に触れられる協働的な学びを組み合わせ、充実した学びの環境を提供できるようにします。</p> <p>昨年度は教職員向けの導入研修、操作研修を実施しており、今年度もICT活用に係る研修の計画的な実施、実践事例などの情報提供により授業等でのICT活用について教職員のスキルアップを図ります。</p> <p>また、緊急時（感染症対策による休業等）に、Wi-Fi環境のない家庭に貸出するWi-Fiルーターを整備しています。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第44項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策事業の運営は、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）に基づき実施しています。</p> <p>活動場所については、専用教室の他、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等を確保するとともに、必要な人員の配置については、条例に基づき、必要数を配置しています。</p> <p>また、施設整備については、計画的かつ継続的な環境整備に努めます。</p> <p>運営事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により価格のみでなく、これまでの実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査してよりすぐれた運営事業者の決定を行っています。</p> <p>なお、運営事業者の変更があった場合には引継ぎを着実にを行い、これまでの事業運営も活かすことができるようにしています。</p> <p>第45項（学校管理部学校施設課）</p> <p>本市では、小中学校トイレの環境改善事業として、洋便器の設置率の向上を含めた学校園のトイレ改修を計画的に進めており、その中で、老朽化したトイレの全面改修に加え、和便器を洋便器に取り替える部分改修に取り組んでいます。今後も学校トイレの整備に努めます。</p> <p>第46項（学校教育部学校指導課）</p> <p>さかい学びサポート事業（旧マイスタディ事業）については、全校実施から7年を経て、地域人材の協力のもと、参加児童生徒の授業理解につながっているものと考えておりますが、一方、スタッフの安定的な確保など課題もあることから、令和2年度をもって廃止となりました。</p> <p>今年度以降においては、教育活動のこれまでの実践とGIGAスクール構想における1人1台端末の活用を適切に組み合わせて、基礎学力の確実な定着や、学習意欲の向上及び家庭学習習慣の定着をめざしていくこととしました。</p> <p>また、学校の状況により、地域人材をスクールサポーターとして放課後等においても活用できるよう、活用方法を柔軟に変更しました。各学校においては、授業や放課後において必要に応じて地域人材をスクールサポーターやボランティアとして活用し、1人1台端末を可能な限り活用しながら、引き続き子どもたちの学習支援に努めます。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第47項（学校教育部学校総務課・生徒指導課）</p> <p>児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合には、教員の方から生理用品を渡すなどの対応をしています。</p> <p>トイレ内に設置することには、衛生面や安全面での懸念もあり、児童生徒の心身の健康状態等について把握するため、保健室等で対面による個別の対応が適切であると考えています。</p> <p>月経については、発達段階に応じ、堺市立学校では小学校4年生で体育の保健領域、中学校1年生で保健体育の保健分野にて男女とも学習しています。</p>			

番 号	陳情第21号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	6月17日

(審査結果)

第1項

堺市特別職報酬等審議会から出された答申（平成31年2月13日）では、本市の財政状況、一般職との比較、他の政令指定都市との比較、職務職責の4指標のいずれの視点からみても、議員報酬の額を改定すべき要因は特段見受けられないことから、据え置くことが適当であると考えると答申されています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症への対応において、市内の事業者や市民に対する支援、補償が十分に及んでいない状況を鑑み、本市議会では、令和2年6月分から11月分まで議員報酬を月額15%削減し、その後、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間、議会議長及び副議長以外の議員の報酬月額を78万円とし、全議員（議会議長及び副議長を含む）の月額報酬を5%削減しております（※）。

今後とも、議会の権能を十分に発揮し、市民から負託された期待に応え、市民福祉の向上と市政の持続的発展に寄与してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(※)

区分	議員報酬の額	
議会議長	月額 950,000円 ⇨	-5%
議会副議長	月額 850,000円 ⇨	-5%
議会運営委員会委員長	月額 810,000円	} ⇨ 780,000円 ⇨ -5%
議会運営委員会副委員長	月額 800,000円	
議会常任委員会委員長	月額 800,000円	
議会常任委員会副委員長	月額 790,000円	
議会特別委員会委員長	月額 800,000円	
議会特別委員会副委員長	月額 790,000円	
議会議員	月額 780,000円 ⇨	

番 号	陳情第21号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	6月17日
<p>(審査結果)</p> <p>第2項</p> <p>本市議会では、令和元年6月21日に竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会が設置され、堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告に関する事項について調査を行ってまいりましたが、令和3年1月26日に、本委員会委員長から議長に対し、調査報告書が提出されました。当該調査は、2月17日開催の本会議において、調査報告書が全会一致で可決され、活動を終了しております。</p> <p>なお、令和2年12月18日開催の本会議において、正当な理由がなく出頭しない、記録を提出しない等により、竹山修身氏、阪本圭氏、竹山富美氏、渡井理恵氏の4名を告発することを決定し、12月21日付けで大阪地方検察庁に告発書を提出しました。当該告発書については、令和3年2月12日付けで全件受理されており、現在、大阪地方検察庁による捜査が行われていますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p> <p>また、調査報告書については、堺市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等で令和3年第1回市議会（定例会）会議録からご覧いただくことができ、堺市議会ホームページにも掲載しています。</p>	

番 号	陳情第21号	所管局	市政集中改革室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（市政集中改革室）</p> <p>本市では、平成28年度以降、恒常的な収支不足が発生し、基金を取り崩しながら財政運営を行う危機的な財政状況にあります。</p> <p>そうした中、市民の安全と暮らしを守り、将来世代に対する責任を果たすため、令和3年度、4年度を集中改革期間と位置付け、公共施設の見直しや外郭団体の見直しなど6つの柱に基づき、抜本的な改革を集中して実施することにより、収支均衡をめざし、基金依存から脱却する「真に健全な財政」の実現を図ります。</p> <p>公共施設の見直しについては、市が保有する施設の目的や機能を根本的に問い直し、民間等の施設の活用も視野に入れてあり方を検討します。</p> <p>また、外郭団体の見直しについては、令和3年3月に策定した「外郭団体の見直しに向けた取組方針」に基づき、本市の外郭団体13団体を対象に、外郭団体の機能強化や事業の効率的実施、自律的な団体運営などに取り組んでいきます。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項①②④（人事部人事課）</p> <p>堺市職員をはじめ地方公務員には、地方公務員法において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とするサービスの根本基準が定められています。</p> <p>これを遵守するため、本市職員に対して、様々な機会を通じてサービス規律の徹底に努めてきたところではありますが、依然として非違行為や事務処理誤りなどが発生しており、残念ながら不祥事の根絶には至っていない状況です。</p> <p>今後も、職員一人ひとりに対し、公務員としての自覚と責任を再認識させ、不祥事が生じることのないようサービス規律の確保を徹底し、市政の信頼回復に努めてまいります。</p> <p>第4項③（人事部労務課）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、職員に向けて、手洗いの実施やマスク着用の徹底、執務室のこまめな換気、「3つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）が濃厚に重なる場への外出を避けること、感染リスクが高まる「5つの場面」（①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり）に留意すること、夜の会食や不要不急の外出・移動の自粛などを通知し、周知徹底を図っており、職員の感染者はあるものの職場内で集団感染する事態を防いでいます。</p> <p>今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組んでまいります。</p> <p>第5項（人事部労務課）</p> <p>職員の働き方改革を推進するため、平成29年5月に『堺市職員「働き方改革」プラン“SWITCH”』を策定し、同プランに基づきワークライフバランスの推進に向けた取組を進めています。局・区長のリーダーシップのもと、管理職員を始め、組織全体で時間外勤務のマネジメントを実施するなど全庁を挙げて取り組んだ結果、令和元年度の時間外勤務は平成28年度比で約22%縮減されています。</p> <p>今後も、多様な取組を通じて引き続き時間外勤務の縮減に取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（市民生活部市民人権総務課）</p> <p>本市における都市内分権とは、市民に身近な行政組織である区役所に、財源と権限を移譲して、機能強化を図るだけでなく、地域の各主体と行政が連携・協働して、主体的・自律的な取組を進めるものと認識しています。</p> <p>これまで、区長の裁量権などの拡充や、市民との協働により、区域の課題解決や特色に応じた取組を進めてきました。その内容等については、ホームページ等で公表しています。</p> <p>今後も、都市内分権の取組を進め、市民の皆様幅広く知っていただくため、積極的な周知に努めます。</p> <p>第7項（男女共同参画推進部男女共同参画センター）</p> <p>堺自由の泉大学は、市民等に対し、多岐にわたる講座を提供することにより、個人の資質や技術の向上並びに文化や男女共同参画に関する意識を高め、地域社会に参画し、貢献できる人材を育成することを目的に実施しており、新型コロナウイルス感染防止対策の補正予算は充当されていません。</p> <p>男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数2021」では、日本は156か国中、120位であり、国際的にもかなり低順位となっています。日本の男女共同参画が遅れている要因の一つとして、社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在していることなどが考えられます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染拡大によって、DVの増加や深刻化、女性の自殺者の増加などが社会問題となっており、男女共同参画の視点がこれまで以上に強く求められています。</p> <p>今後も、社会情勢を注視し、市民ニーズを踏まえながら施策展開を進めますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項(1)(健康部保健所感染症対策課)</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの集団接種につきましては、窓口にお越しいただくことによる感染機会の拡大を防止するとともに、多数の方の申込みに対応できるよう、予約受付はインターネットとコールセンターへの電話申込みとさせていただいております。また、聴覚や発語に障害がある等の電話での申込みが困難な方につきましては、ファックスでも申込みを受け付けています。</p> <p>また、電話及びインターネットの予約申込みにつきましては、より多くの皆様の予約受付に対応できるよう、電話回線を設置当初の90回線から180回線に増設したほか、インターネットのサーバ機器を増強するなど、受付体制を強化しています。また、広報さかいや市ホームページなどを通じて、身近な医療機関での個別接種も利用いただくよう、周知に努めております。</p> <p>第8項(2)(健康部保健所感染症対策課・健康医療推進課)(子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課)(市民人権局市民生活部消費生活センター・市民協働課)(危機管理室防災課)</p> <p>①本市では、DVに関する相談については、各区の女性相談窓口や堺市配偶者暴力相談支援センターで相談を受け付けており、それらの開設時間以外も夜間・休日DV電話相談を開設し、24時間365日相談に対応しているほか、男女共同参画センターや男女共同参画交流の広場においてもDV相談を行っています。</p> <p>また、児童虐待に関する相談については、各区子育て支援課や子ども相談所において相談を受け付けており、それらの開設時間以外も堺市子ども虐待ダイヤルや児童相談所虐待対応ダイヤル189などで、24時間365日対応しています。</p> <p>これらの相談窓口は、コロナ禍においても継続して対応しており、相談窓口に関する情報が必要な方に届くよう、広報紙、市ホームページ、SNSなど様々な手法を用いて情報発信を行っています。</p> <p>今後も、一人でも多くのDV被害者や虐待を受けている児童の相談等につながるように相談窓口の周知啓発に努めます。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>②本市では、犯罪のない安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、市民、事業者、警察等と本庁、区役所が連携・協働しながら、防犯環境の整備や、防犯に関する各種啓発活動を推進しています。</p> <p>昨今、懸念されている新型コロナウイルス感染症に便乗した特殊詐欺についても、様々な機会を捉えて積極的に注意喚起を行っており、詐欺の手口や被害防止方法等を広報紙やポスターなどを活用してお知らせしています。</p> <p>また、市民に対して特殊詐欺の手口や対処法を架電により周知している「特殊詐欺被害防止電話パトロール」も実施しております。</p> <p>このように、警察や地域、事業者等と行政が連携・協働しながら、被害の未然防止に取り組んでいます。</p> <p>③本市で想定される自然災害としては、地震、津波、河川氾濫、土砂災害、高潮が考えられます。それぞれの災害や居住地などによって取るべき行動が異なることから、本市では、区別防災マップや避難ガイドなどを作成し、広報さかいや市のホームページなどに掲載して周知を図っています。</p> <p>コロナ禍における避難につきましては、市独自の取組として「コロナ禍における避難ガイド」を作成し、市民の皆様それぞれが、区別防災マップなどを活用し御自身の地域のリスクを正確に把握し、指定避難所への避難だけでなく在宅避難や分散避難も含めて適切な避難行動を事前に検討しておくことをお伝えしています。</p> <p>また、各避難所には新型コロナウイルス感染症対策として、仕切り材（パーテーション）や段ボールベッド、マスクやアルコール消毒液の他、ペーパータオルや使い捨て手袋などの衛生用品等を配備しています。</p> <p>なお、区によっては、自治会等が地域の方が主体的に共助により開設・運営を行っている自治会館などを地域の避難場所としているケースもあります。このような地域ではお住まいの方がどのように当該避難場所に避難するのかといった「避難計画」を定め、地区防災計画に位置づけを行い、定期的に訓練を実施するなど地域の災害特性に応じた取組みを進めています。地域で開催される自主防災訓練に参加するなど、平時から地域の方々と連携をとっていただき、災害に備えていただきますようお願いいたします。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症対策では、自宅でもできる体操に取り組み、バランスのよい食事、ストレス対策で免疫力を高め、日々の健康を維持することが大切です。</p> <p>今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、各保健センターで食生活相談日を設けて、個別の食に関する相談に対応するほか、市ホームページにレシピや動画を掲載するなどの情報発信にも取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第 2 1 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 9 項（長寿社会部介護保険課）</p> <p>介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることとなります。</p> <p>第 8 期介護保険事業計画（令和 3～5 年度）における第 1 号被保険者の保険料につきましては、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などが見込まれることから、増額改定となりました。</p> <p>また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めるとされています。</p> <p>したがって、本市としましては、国・地方の公費を繰り入れて低所得者の保険料を軽減できる仕組みの枠外で一般財源から繰り入れて被保険者が独自に軽減措置を行うことは適当でないと考えます。</p> <p>本市では、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな保険料段階区分と料率の設定を行っておりますが、今後も、被保険者の負担に配慮し、安定的な介護保険制度の運営に努めます。</p> <p>第 1 0 項（長寿社会部介護事業者課）</p> <p>介護事業者課では、介護サービス事業所・施設（以下「事業所」という。）に対して、実地指導と集団指導（所管する全ての事業所を対象に毎年度実施）を行っています。</p> <p>実地指導では、各事業所における利用者の生活実態、サービスの提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認しながら事業者の気づきを促すなど、より良いケアの実現及び保険給付の適正化を図ること、集団指導では適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底等を図ることを目的に実施しています。</p> <p>実地指導と集団指導を組み合わせることで、総合的かつ重点的な指導監督を行い、不正請求等を未然に防いだり、事実があれば過誤等を指導しています。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国民健康保険法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを決めました。</p> <p>大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、令和3年度の保険料率についても、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう料率を設定しています。</p> <p>第12項（長寿社会部医療年金課）</p> <p>国では、社会保障制度の持続可能性を確保し、世代間の公平性を図るため、医療の給付と負担の在り方についての検討を行った結果、後期高齢者医療制度の2割負担導入については令和2年12月15日に閣議決定されました。</p> <p>また、施行に当たっては、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1か月分の負担増を最大でも3,000円に収まるよう、配慮措置が併せて検討されています。</p> <p>本市といたしましては、今後、後期高齢者の必要な受診が抑制される事態が生じないように、国に対し必要な措置を講じるよう要望を行ってまいります。</p> <p>第13項（長寿社会部介護事業者課・障害福祉部障害支援課・健康部保健所感染症対策課）</p> <p>本市では、クラスター対策として無症状の陽性者を見つけることを目的に、高齢者施設や障害者施設等の職員を対象とする新型コロナウイルス感染症に関する集中的検査を実施しています。</p> <p>また、これまでも介護施設及び障害者施設の職員向けに、防護服や手袋などの着脱方法の実技研修や必要な感染症の知識や対応方法等をまとめた「感染対策マニュアル」を作成し周知を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた事前対策の取組を行っています。</p> <p>さらに、令和3年4月には、新型コロナウイルス感染症の第4波における感染状況に鑑み、高齢者施設及び障害福祉サービス事業所に対して、防護服や手指消毒用エタノール等を配付しました。</p> <p>そのほか、介護施設や障害者支援施設等で感染者や濃厚接触者が発生した場合に備え、令和2年度に、介護施設に対しては簡易陰圧装置、換気設備の設置及び多床室の個室化に係る経費について、障害者支援施設等に対しては簡易陰圧装置の設置に係る経費について補助を行っています。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項（健康部保健所感染症対策課）</p> <p>本市では、出生時の先天性風しん症候群の発症を防止するため、風しんの抗体を保有していない、妊娠を希望する女性等に対し、風しん予防接種に係る費用の一部を助成しており、本制度については、市ホームページや広報さかいにおいてご紹介しているところです。</p> <p>今後も効果的な広報の手法を検討しながら、周知を図ってまいります。</p> <p>第15項（健康部保健所感染症対策課）</p> <p>本市といたしましては、限られた医療・検査資源を効果的に投入し、症状のある方や濃厚接触者など、検査が必要とされる方に適切に受検していただくことが重要であると考えています。</p> <p>抗原検査については、国において医療機関や高齢者施設等の従事者等に症状が現れた場合に、迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キットの配布を開始するとともに抗原簡易キットの更なる活用のあり方について検討するとの方針が示されており、本市においても今後も検査スキームや検査対象について、国の動向等を注視していきますので、ご理解をお願いします。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第16項（子ども青少年育成部子ども企画課）</p> <p>令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「堺市子ども・子育て総合プラン」は、「全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現」と「地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え、保護者とともに成長を実感できるまちの実現」を基本理念として策定しました。この計画に基づき、妊娠・出産から乳幼児期、学齢期、青少年期に至る切れ目のない子育て支援施策の推進に取り組んでいます。</p> <p>なお、本計画に基づく施策の実施状況については、子ども・子育て支援に関する事業の従事者や有識者等で構成される「堺市子ども・子育て会議」において進捗管理を行い、施策の改善を図ります。</p> <p>第17項（子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>令和元年8月から中断していました「堺市立児童自立支援施設基本計画」について、令和3年1月に大阪府との事務委託継続について合意したことから、令和3年5月28日に中止しました。</p> <p>今後は、大阪府立施設内において、新たな寮舎を令和6年4月1日に開所できるよう、大阪府と協力しながら、事務委託継続に向けた協議を進めていきたいと考えています。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第18項（観光部観光推進課）</p> <p>百舌鳥古墳群への来訪者及び市民の双方が快適に滞在することのできる環境を創出するために、大仙公園内の「いこいの広場」及び「旧大仙公園事務所」において飲食・物販施設を運営する事業者を募集しました。</p> <p>「旧大仙公園事務所」については、令和3年3月に飲食施設「こぶん前c a f e I R O H A」がオープンし、百舌鳥古墳群への来訪者が散策する際の休憩や市民の皆さまの憩いの場としてご利用いただいております。</p> <p>「いこいの広場」の飲食・物販施設についても、より魅力的な施設となるよう、令和4年春のオープンに向けて事業者と協議を進めています。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第19項(1)(2)(3)(環境保全部環境共生課)</p> <p>本市では、令和3年4月に本市に生息する野生生物を一覧にまとめた「堺市野生生物目録(2021年版)」及び、本市の野生生物の生息状況を踏まえて選定した「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物—堺市レッドリスト2021・堺市外来種アラートリスト2021(※)—」を公表しました。</p> <p>これらは、平成27年3月に作成した目録及び両リストについて、市内の生物相に関する最新の知見を反映し改訂したものです。</p> <p>「堺市レッドリスト2021」では、絶滅のおそれのある野生生物を絶滅の危険度に応じてランク付け(絶滅、Aランク、Bランク、Cランク、情報不足)しており、「堺市外来種アラートリスト2021」では、生態系に被害を及ぼす外来種を生態系への被害の大きさや侵入状況等からランク付け(重点対策種、要注意種、要侵入警戒種)しています。</p> <p>両リストや市の取組の紹介をはじめ、希少種の現状、外来種の影響、市民の皆様へのお願い(外来種を野外に放さない等)について、分かりやすくまとめたガイドブックを6月から配布しています。また、堺市ホームページやSNSを活用し、市民、事業者への生物多様性に関する普及・啓発を積極的に進めてまいります。</p> <p>(※) 生態系に被害を及ぼす外来種リストの名称を、「警戒する(アラート)」必要がある種を集めたリストであることがより分かりやすいように「堺市外来種アラートリスト」へ改名。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第20項（商工労働部イノベーション投資促進室）</p> <p>堺市では、「堺市イノベーション投資促進条例」により、市内の工業適地における工場・研究所の立地や都市拠点におけるオフィスの立地に対して、固定資産税等を軽減する制度を実施しています。</p> <p>また、中小製造業が行う成長産業分野の工場や研究所等の投資に対する経費補助や、都市拠点における事務所開設に対する賃料補助などの補助制度も実施しています。</p> <p>これらの企業立地促進事業を実施し堺市内へ企業投資を誘導することで、市内中小企業をはじめとした地域経済の活性化を図り、堺市内における雇用の拡大につなげていきます。</p>			

番 号	陳情第 2 1 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 2 1 項 (都市計画部都市計画課)</p> <p>現在改定中の「堺市都市計画マスタープラン」においては、人口の減少や高齢化の進展といった社会背景を踏まえ、すべての人が安心して暮らし続けられる持続可能な都市をめざして、拠点を中心に都市機能を集積する集約型都市構造の実現に向けて取り組むこととしており、今後、この考え方にに基づき取組を進めます。</p> <p>第 2 2 項 (交通部公共交通担当) (健康福祉局障害福祉部障害施策推進課)</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車に 6 5 歳以上の堺市民の方が 1 乗車 1 0 0 円でご利用できる制度です。</p> <p>今後とも制度の趣旨を踏まえ利便性の良い、おでかけ応援制度の運用に努めます。</p> <p>身体障害者及び知的障害者に対しては、JR や私鉄各社において、旅客運賃の割引制度を設けております。バスにつきましても、バス会社によって適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が 5 割引、定期乗車券が 3 割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。また、介護者についても、障害者本人の障害の程度によって、割引が受けられる場合がありますので、詳しくは、各交通機関にお問い合わせください。</p> <p>今後も、障害のある方々のご意見などを参考にしながら、社会参加の促進を図る観点から障害者に対する取組について検討したいと考えています。</p> <p>第 2 3 項 (都市再生部ベイエリア推進担当)</p> <p>大阪・関西万博などを契機に、堺市など泉州地域沿岸部の様々な地域資源を最大限に活用することで、大阪ベイエリア全体の活性化、さらなる発展につなげることを目的として、大阪府、大阪市、堺市による大阪広域ベイエリアまちづくり推進本部を設置し、その将来像や取組の方向性等を検討しています。</p> <p>ベイエリアの魅力を高めるため、より広域的な視点から議論することで、本市のベイエリアの活性化を図ることができると考えています。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第24項 (サイクルシティ推進部自転車企画推進課)</p> <p>本市では、株式会社OpenStreetと連携協定を結び「HELLO CYCLING (ハローサイクリング)」システムを活用したシェアサイクルを、令和2年3月から堺区・北区を中心に、21カ所のポート(自転車の貸出・返却拠点)、自転車96台で実証実験を開始しました。</p> <p>南区など段階的にポートの新設・増設及びエリアの拡充を行い、令和3年4月末時点で、ポート56カ所、自転車221台で運用しています。</p> <p>引き続き、ポートの新設・増設及び新たなエリアへの拡充を行い、利便性の向上に努めていきます。</p> <p>第25項 (公園緑地部大仙公園事務所)</p> <p>大仙公園では、いこいの広場トイレや御陵前トイレなど整備してきました。今後も、公園の利用状況や老朽化対策等を踏まえながら引き続きトイレの整備進めていきます。</p>			

番 号	陳情第21号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第26項（教職員人事部教職員人事課）</p> <p>教職員の不祥事や非違行為発生の防止に向けて、マニュアルの作成、年度当初・長期休業前・懲戒事案発生後等の各学校園への通知の発出、新任管理職研修・初任者研修等におけるコンプライアンス研修の実施のほか、不祥事防止研修資料の作成と全学校園への配布等、教職員の服務規律の確保に取り組んでいます。</p> <p>また、学校園に対しては、市教委で作成したコンプライアンスに係るマニュアルや研修資料等を用いて校園内研修を行い、定期的に組織や教職員自身の服務規律について繰り返し点検するよう、指示を行っています。</p> <p>管理職はもとより教職員への綱紀保持及び服務規律の遵守について、指導を徹底し、再発防止に努めます。</p> <p>第27項（中央図書館総務課）</p> <p>今後も市民が安心して図書館を利用できるよう、計画的な施設の整備を推進し、快適な読書環境の充実に努めます。</p>			



番 号	陳情第 2 2 号	所管局	財政局
件 名	市有地の活用について		
<p>(財政部財産活用課)</p> <p>堺市西区上野芝町 6 丁の教育委員会共用会議所につきましては、令和 2 年度の一般競争入札において売却しております。</p> <p>売却に当たっては、市では用途制限等の条件を付していないことから、跡地の活用について現時点では把握しておりません。</p> <p>なお、当該地では現在、購入者が関係法令等に則り、既存建物の解体撤去工事を行っております。また、当該地の用途地域は第一種低層住居専用地域であるため、住宅、共同住宅等の建設が可能となっておりますが、市では、開発・工事に際しても建築基準法等の関係法令を遵守するよう指導してまいります。</p>			



番 号	陳情第23号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第1項（選挙管理委員会事務局）</p> <p>平成25年の公職選挙法の改正に伴い、投票所における代理投票において、選挙人の投票を補助するものは、「投票所の事務に従事する者」のうちから2名を定めることと改められました。</p> <p>これに伴い、選挙人の家族や付添人等は、投票管理者が認めた場合には、投票所に入ることができるものですが、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者となることはできないため、投票の記載をする場所において選挙人本人の意思確認等を行う投票手続には関与することはできないものとされました。</p> <p>平成25年の改正は、成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、併せて、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講ずることを目的として行われたものですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	危機管理室
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第2項(1)(危機管理室防災課)(健康福祉局生活福祉部地域共生推進課)</p> <p>本市では、防災対策を実施するための総合的かつ基本的な計画として、堺市地域防災計画を定めています。本計画は、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者の視点並びに男女共同参画の視点を踏まえて策定しています。</p> <p>具体的には、本計画の災害予防対策では、避難所生活に対応する環境整備、防災訓練の実施、また災害応急対策では、指定避難所の開設や運営、また緊急物資の供給においては、要配慮者や男女のニーズの違いや性的マイノリティの方などの多様性に配慮するものとしています。また、大規模な災害で開設する避難所の運営については、避難者同士がお互いの助け合いや協働の精神に基づく自主的な運営をめざしており、その指針となる堺市避難所運営マニュアルに福祉スペースの確保や高齢者や障害者、妊産婦など、要配慮者への対応、防犯対策など、避難所生活で生じるさまざまな課題等を、住民間で共有し対応策を話し合い、運営ルールを策定することなどを明記しています。</p> <p>こうした計画・マニュアルに基づき、発災時に的確な避難行動が行えるよう避難訓練を行うことは重要な取組であるため、地域の自主防災組織が各区役所や施設管理者である学校と協働し、地域の実情に応じた積極的な活動を進めています。</p> <p>従来からの訓練に加え、地域によっては避難所運営訓練や要配慮者の避難誘導訓練を実施しているところもあり、市としても、今後もこれらの取組を推進していきます。</p> <p>第2項(2)(危機管理室防災課)(健康福祉局生活福祉部地域共生推進課)</p> <p>河川氾濫の浸水想定区域内にある社会福祉施設等については、水防法第15条に基づき、地域防災計画に要配慮者利用施設として位置づけることで、当該施設の所有者または管理者に避難確保計画の作成や避難訓練の実施を義務づけています。本市では避難確保計画の作成に当たり、設備や人員体制、周囲の状況等を事前相談の上で、施設に対し必要な助言を行い、計画作成を支援しています。</p> <p>また、令和3年5月10日に公布されました「災害対策基本法の一部を改正する法律」により、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。</p> <p>本市における個別避難計画策定については、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、今後、庁内関係部局や関係団体等と連携し、計画作成に向けた取組を進めます。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第3項(1)(2)(健康部保健所感染症対策課)</p> <p>新型コロナウイルス感染症における検査は、感染症法に基づく行政検査として医師の判断のもと実施しており、まずは症状のある方や濃厚接触者など、検査が必要とされる方に適切に受検していただくことが重要であると考えています。</p> <p>また、本年2月から高齢者施設、障害者施設等の従事者を対象とした集中検査を開始しており、4月以降も引き続き実施しています。</p> <p>なお、大阪府内共通の取組として、高齢者施設等「スマホ検査センター」を設置し、高齢者施設、障害者施設等の従事者及び利用者に加え、新たに居宅介護、相談支援、障害児通所支援事業所等の従事者を対象とし、少しでも症状のある方について、医師の判断によらず検査を受けていただくことのできる体制も構築しています。</p> <p>なお、障害特性上、唾液の滴下が困難な方が堺市保健所で検査を受けられる際は、綿を口に入れて採取するタイプの容器を用意しているほか、唾液採取が困難な方の検査については、医療機関で検査を受けていただけるよう、帰国者・接触者外来の受診調整を行っています。</p> <p>今後も検査体制のさらなる充実に向けて、検査スキームや検査対象について、国の動向を注視し、今後の取組について検討していきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>第3項(3)(障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・健康部保健所感染症対策課)</p> <p>本市では、障害のある方の在宅介護等を行っている家族等が新型コロナウイルスに感染し介護等を行うことが困難になった世帯に対して、濃厚接触者となった障害のある方が引き続き在宅で安心して必要な障害福祉サービスを受けることができるよう「新型コロナウイルス感染症在宅ケア継続支援事業」を実施しています。</p> <p>この事業では、訪問サービス事業者等に対して専門家による感染防止に係る指導や防護服などの物資の支援、事業者に対する協力金の給付を行います。</p> <p>また、在宅での支援が困難な場合には、宿泊施設等を借り上げ、介護等を継続できるよう支援を行うこととしています。</p> <p>そのほか、職員の感染症への対応力の向上を目的として、障害福祉サービス事業所に対し、「入所系」「通所系」「訪問系」ごとの感染対策マニュアルを送付し、感染症に対する基礎知識と感染予防策・感染対策等について啓発を行っています。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第3項(4)(障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・健康部保健所感染症対策課)</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場につきましては、どなたでもアクセスしていただきやすいようエレベーターを備えた施設を会場としているほか、車いす等でも移動できる動線の確保や筆談による対応など、来場される方への合理的配慮に努めているところです。</p> <p>なお、学校や通所施設等での接種につきましては予定しておりませんが、身近な場所で接種していただけるよう、集団接種会場を増設するなど接種回数の増加に努めているほか、市内約330か所の個別医療機関において接種いただける体制を整備しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いでは、接種会場まで移動する際の外出時の支援や接種会場における必要な援助について、障害福祉サービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援の利用が可能となっています。</p> <p>また、生活介護事業所等の通所系サービス事業所内でのワクチン接種の実施が認められています。</p> <p>さらに、聴覚障害者及び視覚障害者への情報保障の観点から、本市ホームページ「新型コロナウイルスワクチン接種ポータルサイト」に手話による説明動画や、音声及びテキスト版による説明資料を掲載し、視覚障害者に対しては新型コロナウイルスワクチン接種の案内を送付する際に、案内文書を音声化したCD等を作成し同封しています。</p> <p>ワクチン接種会場においても、音声翻訳機やコミュニケーションボード等、障害特性に考慮した対応を行っています。</p> <p>第3項(5)(障害福祉部障害施策推進課)</p> <p>作業所への発注機会の拡大に向けた取組として、本市の各部局に対し、本市の優先調達方針の趣旨を説明し、趣旨を理解のうえ障害者就労支援施設等からの物品の調達の推進に協力してもらえよう依頼するとともに、作業所の製品の販売促進として、定期的に市役所庁舎等でバザーを開催しています。</p> <p>なお、現在は、授産製品を製作する障害者施設のネットワークが運営するアンテナショップ、パッセにおいて、インターネットでの販売もしています。</p> <p>また、堺市立健康福祉プラザ授産活動支援センターでは、本市や民間企業等との受注・発注のマッチング・コーディネートやホームページ等を活用した情報発信、授産活動に取り組む事業所の交流支援等を行い、工賃の向上に取り組んでいます。</p> <p>今後につきましても、優先調達や福祉事業所の商品の販売への支援を継続していきます。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第4項（1）（2）（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課）</p> <p>障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供していくためにも重要であることから、本市では、福祉・介護の仕事に関心のある方と大阪府内の社会福祉施設等との面談の場を提供する合同求人説明会として、「福祉の就職総合フェア」を大阪府や大阪府社会福祉協議会等と共に開催する等、人材確保の支援に努めているところです。</p> <p>また、新任の相談支援専門員に対し「相談支援サポート事業」研修を実施するほか、障害福祉サービス事業者に対し、障害者虐待防止研修会を実施しています。さらには、サービス提供責任者を対象とした「居宅介護事業者現任者研修」やグループホームの運営を担うサービス管理責任者等を対象とした障害のある方を講師に意見交換等を行う「グループホーム事業者研修」を実施する等、人材の育成や定着を目的とした取組を行っています。</p> <p>また、市独自の事業として、医療的ケアが必要な重症心身障害者を多数受け入れる生活介護事業所での看護職員の加配並びに重度障害者を受け入れるグループホームを運営する事業所での生活支援員の増員及び看護職員の配置に対し補助を行っています。</p> <p>そのほか、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ、質の高い介護人材を安定的に確保し、利用者に対して必要かつ十分な介護が行えるよう、国に対して、適切な人員配置基準の見直しやそれに見合う報酬単価の設定を引き続き働きかけます。</p> <p>第5項（長寿社会部長寿支援課）</p> <p>本市及び堺市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて外出自粛が続く中、高齢者や障害者が孤立や不安を抱えないようにするため、災害時の避難に支援を要する方々等を対象に見守り活動を実施しました。この活動は、昨年度に2回、今年度は4月から5月にかけて行い、これまでに合計3回実施しました。今後も、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて必要な支援を行います。</p> <p>第6項（障害福祉部障害福祉サービス課）</p> <p>障害福祉サービスの利用者負担については、平成24年4月から、所得に応じて負担額が決まる応能負担に変更されており、低所得の方の場合は、負担が生じないようになっています。</p> <p>また、災害や生計の主たる者の失業、死亡など、特段の事情がある場合は、負担の減免ができることになっています。</p> <p>利用者負担が生じるためサービスを利用できないような方がおられた場合、区役所や障害者基幹相談支援センター等、相談窓口もありますので、ご相談ください。</p> <p>収入認定の対応については、基本合意の内容を含め、国の動向等を注視していきます。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第7項（1）（障害福祉部障害支援課・障害福祉サービス課）</p> <p>現段階では、まず、ヘルパー全体の人材確保が急務であると考えていますが、同性介護の観点等から、男性のヘルパーの必要性についても認識しています。</p> <p>必要なサービスを安定して提供できるよう、今後とも、国に対して、適切な報酬単価を設定できる財源の確保について強く要望していきます。</p> <p>第7項（2）（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課）</p> <p>本市では、手話ができるヘルパーが増えるよう、事業者にも本市の手話講習会を案内し、ご協力をお願いしているところです。盲ろう者支援については、平成26年度から、大阪府、大阪市、堺市及び府内中核市と合同で「盲ろう者通訳・介助者派遣事業及び養成等事業」を実施しており、盲ろう者通訳・介助者の養成研修及び派遣を行っています。</p> <p>本市登録手話通訳者にも、養成研修の案内を送付し、周知を行うとともに、登録手話通訳者研修会において、盲ろう者支援についての講習を行っているところです。</p> <p>なお、堺市立健康福祉プラザ視覚・聴覚障害者センターでは、スマートフォン、タブレット等を活用した遠隔手話通訳及び遠隔要約筆記を実施しており、利用者の方には事前に体験していただけるよう、体験会も実施しています。</p> <p>第7項（3）（障害福祉部障害福祉サービス課）</p> <p>平成24年度から、本市主催で居宅介護の指定事業者のスキルアップのための研修を開催しています。本市としましては、各事業所の管理者を中心に研修を行い、その後の法人内の伝達研修等を行うことが、より多くの事業所がスキルアップできる、効率的かつ有効的な手段であると考えています。</p> <p>研修内容については、事業所等の意見も踏まえ毎年テーマを変えており、一昨年度と昨年度は、コロナの影響で中止となりましたが、平成30年度は2月と3月に強度行動障害をテーマとした研修を行いました。</p> <p>なお、昨年度には、国が実施する新型コロナウイルス感染症に関する感染対策についてのオンライン研修の案内を行いました。</p> <p>今後も、引き続き研修を実施し、適切な支援が行える人材育成を行っていきます。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第7項（4）（障害福祉部障害福祉サービス課）</p> <p>本市では、居宅介護の指定事業者のサービス提供責任者を対象とした「居宅介護事業者現任者研修」を実施し、人材の育成や定着を目的とした取組を行っています。</p> <p>また、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ、質の高い介護人材を安定的に確保し、利用者に対して必要かつ十分な介護が行えるよう、国に対して、適切な人員配置基準の見直しやそれに見合う報酬単価の設定を引き続き働きかけます。</p> <p>第8項（1）（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課）</p> <p>本市では、民間活力を活用しグループホームの整備を進めており、新たなグループホームを整備する際に国庫補助金に上乗せをして整備費の加算を行っているほか、初度設備に対して補助を行い、事業者負担の軽減を図っています。</p> <p>また、強度行動障害のある方など、介護の度合や医療的ケアのニーズが高い重度障害者に対して、手厚い支援体制ができるよう、共同生活援助事業所における生活支援員の増員及び看護職員の配置に要する経費を補助しています。</p> <p>なお、入所施設待機者として本市が把握している人数は、令和3年2月末で139名で、堺市から市外及び他府県へ入所された人数の推移については、平成28年度6名、平成29年度9名、平成30年度8名、令和元年度3名、令和2年度3名となっています。</p> <p>第8項（2）（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課）</p> <p>本市では、障害者が地域で安心して暮らせるよう、市独自の事業として、医療的ケアが必要な重症心身障害者を多数受け入れている生活介護事業所において、看護職員を加配するために要する経費に対する補助などを行っています。</p> <p>また、障害特性に応じた質の高い支援ができるよう、研修を行うなど人材の育成を目的とした取組を行っています。</p> <p>そのほか、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ、利用者に対して必要かつ十分な介護が行えるよう、国に対して、適切な人員配置基準の見直しやそれに見合う報酬単価の設定を引き続き働きかけます。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第8項(3)(4)(障害福祉部障害施策推進課・障害支援課)</p> <p>国では、入所施設からの地域生活への移行を掲げています。このことを踏まえ、本市では、障害者の暮らしの場として、障害者の高齢化・重度化が進んでも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活基盤となるグループホームの量的な拡大と機能強化を進めています。</p> <p>量的な拡大としては、新たなグループホームを整備する際に国庫補助金に上乗せをして整備費の加算を行っているほか、初度設備に対して補助を行い、事業者負担の軽減を図っています。</p> <p>また、機能強化としては、介護の度合や医療的ケアのニーズが高い重度障害者に対して、手厚い支援体制ができるよう生活支援員の増員及び看護職員の配置に要する経費を補助しています。</p> <p>令和3年度からは、グループホームにおいて、日常的に医療的ケアを必要とする重度障害者への支援体制の拡充を図るため、補助対象に看護資格を有する生活支援員の加配に要する経費を追加し、さらなる機能強化を行っています。</p> <p>今後も引き続き、グループホームの量的拡大と機能強化に取り組んでいきます。</p> <p>第8項(5)(障害福祉部障害施策推進課・障害支援課)</p> <p>本市では、国庫補助金を活用し、グループホームなどの大規模修繕に対する補助を行っています。</p> <p>スプリンクラーの設備の設置については、平成27年4月に施行された消防法令の改正により、消防用設備の設置基準の見直しが行われ、障害支援区分が4以上の障害者が入居者全体の8割を超える場合は、延べ面積に関わらず、スプリンクラー設備の設置が義務づけられており、障害者の高齢化・重度化が進んでも、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、整備を進めています。</p> <p>ご要望の改修内容については、限られた財源の中、優先度等を見極めて検討していきます。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第9項（1）（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課）</p> <p>本市では、市独自の事業として、単独型短期入所事業所での職員の増員に対する補助や強度行動障害のある方など重度障害者に対し十分なケアが行えるよう、重度障害者の受入れに対し、加算することで短期入所事業所の量的な拡大と機能強化に取り組んでいます。</p> <p>また、介護者の入院などの理由により、介護を受けられなくなる障害者（児）が短期入所を利用できるよう緊急用ベッドとして2床確保しています。</p> <p>第9項（2）（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課）</p> <p>地域生活支援拠点は、「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」及び「地域の体制づくり」の5つの機能を、既存の障害福祉サービスや事業を活用しながら、複数の機関が分担し、必要に応じて各機能が有機的に連携することで、障害者の生活を地域で支えるサービス提供体制です。</p> <p>その中の機能の一つである「体験の機会・場」に係る事業として、事業所等の空き部屋を利用した宿泊施設を通じて、将来の自立生活のきっかけ作りを行う「障害者（児）自立生活訓練事業」や、単身生活を希望する障害者に対して、ウィークリーマンション等で体験する機会を提供する「単身生活体験事業」を実施しています。また、障害者総合支援法の障害福祉サービスとして、グループホームの体験利用も可能です。</p> <p>地域全体で支えるサービス提供体制を構築するためには、「体験の機会・場」の機能だけではなく、5つの機能を有機的に結び付け、連携していくことが重要であると考えており、今後も、障害のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、地域全体で支えるサービス提供に取り組んでいきます。</p> <p>第9項（3）（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課）</p> <p>地域生活支援拠点は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者・児の地域生活支援のための機能として、「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」及び「地域の体制づくり」の5つの機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。</p> <p>本市では、グループホーム等に付加した多機能拠点整備ではなく、既存の障害福祉サービスや事業を有効に活用することにより、5つの機能を複数の機関が分担して担う面的整備となっています。</p> <p>なお、地域全体で支えるサービス提供体制を構築するためには、個々の機能だけではなく、必要に応じて各機能を有機的に結び付け、連携していくことが重要であると考えています。</p> <p>今後も、障害のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、地域全体で支えるサービス提供に取り組んでいきます。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第9項(4)(障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課)</p> <p>緊急時対応事業は、夜間などにおいて介護者の急病などにより介護を受けられなくなる障害者に対し、事前に緊急時の対応を希望する法人の短期入所事業所へ登録を行い、短期入所事業所の受け入れに係るコーディネートや、必要に応じて現場へ支援員を派遣する事業で市内の複数の短期入所事業所に担ってもらっております。この要件に該当しない場合は、対象外となります。</p> <p>なお、緊急時対応事業の実績としては、令和2年度末で利用件数は9件で、登録者数は15名となっています。</p> <p>第10項(1)(2)(障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・健康部保健所保健医療課)</p> <p>医師法第19条では、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と定められており、医療機関は障害のある方を含め全ての患者に対し、医療機関が提供可能な医療を実施することとされています。</p> <p>障害者児の受診への配慮につきましては、厚生労働省より、障害者差別解消法に基づく医療関係事業者向けガイドラインが示されています。本市においても、市内の病院に対して同ガイドラインに基づく対応の徹底について依頼しております。</p> <p>また、障害施策推進課内に障害を理由とする差別の相談窓口を開設しております。医療機関における障害を理由とする差別の相談につきましては、必要に応じて、大阪府広域支援相談員や保健医療課に設置している医療相談窓口(医療安全支援センター)とも連携しながら、相談に応じております。</p> <p>第10項(3)(長寿社会部医療年金課)</p> <p>本市の重度障害者医療費助成制度は、大阪府福祉医療費助成制度に基づき実施しております。</p> <p>重度障害者医療費助成制度の対象を中・軽度の方まで拡大することについては、大阪府からの補助金対象外であり、本市の限りある財源のなかで、本市独自での制度化は困難な状況であります。</p> <p>このことから、以前より大阪府市長会を通じ大阪府に対し、身体障害者手帳3級又は4級の一部の方、知的障害者中の方、精神障害者保健福祉手帳2級の方及び難病患者については、障害年金2級又は特別児童扶養手当2級を受給されている方までを対象とするよう範囲の拡大を要望しております。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第11項（1）（障害福祉部障害支援課） 職員配置につきましては、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけて実施しているところであり、今後も、国基準を念頭に置き、適正な職員配置に努めていきます。</p> <p>第11項（2）（障害福祉部障害支援課） 単独通園につきましては、令和元年度から4・5歳児の日数を週1日から週2日に増やしています。 リハビリにつきましては、利用されているお子さんの表情の変化や動きを感じ取っていただくことやリハビリ方法などを学び、家庭での生活に活かしていただく観点から、親子通園時を基本としております。 今後も、児童発達支援センターにおける療育の中で、より良いサービスを効率的に提供できるよう、リハビリの実施時期や回数等について、引き続き指定管理者と協議してまいります。</p> <p>第11項（3）（障害福祉部障害支援課） 令和元年度以降の指定管理料において、送迎バスの増車に伴うバス借上料と、添乗する保育士の人件費の増額分を見込んで積算し、指定管理者において、平成31年4月からジャンボタクシーを1台増車しました。 また、送迎ルートにつきましても、長時間乗車する園児ができる限り少なくなるように、指定管理者において毎年見直しを行っています。 今後も、通園バスの運行につきましては、安全な運行を確保し、園児と保護者の皆さんにできる限り負担がかからないよう、引き続き検討してまいります。</p> <p>第11項（4）（障害福祉部障害支援課） 現在、児童発達支援センターでは15名のセラピストを配置し、リハビリを実施しており、卒退園後につきましても、地域の小学校や障害児通所支援事業所と連携しながら、一定期間、リハビリをご利用いただいています。 今後も、児童発達支援センターにおける療育の中で、より良いサービスを効率的に提供できるよう、リハビリの実施時期や回数等について、引き続き指定管理者と協議してまいります。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第11項（5）（障害福祉部障害支援課）（教育委員会事務局学校教育部支援教育課）  就学相談は、地域の小学校が窓口となり実施しています。児童発達支援センターに通所する子どもの就学相談には、教育委員会事務局も関わり、地域の小学校とともに相談を進めています。</p> <p>第11項（6）（障害福祉部障害支援課）  堺市立南こどもリハビリテーションセンターの施設の老朽化等に伴う設備改修につきましては、必要性や緊急性等を検討し、計画的に改修を進めているところです。  令和3年度予算につきましても、同センターの、中央監視設備更新工事及び空調制御装置等更新工事設計等が予算化されております。  今後も同センターの設備改修につきましては、必要性や緊急性等を検討しながら計画的に進めてまいります。</p> <p>第12項（障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課）  計画相談支援及び障害児相談支援については、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の不足と質の向上が全国的にも課題となっています。  令和3年度障害福祉サービス等報酬改定では、これらの課題を踏まえ、基本報酬及び各種加算の見直しが行われましたが、引き続き、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ、国に対して、質の高い相談支援の提供ができるよう、改定後の実態に即した見直しを働きかけます。  本市におきましては、必要な人が計画相談支援等を利用できるよう、相談支援従事者初任者研修に係る市町村推薦枠の活用を行うなど、相談支援事業者及び相談支援専門員の拡大に取り組んでいます。  また、新任の相談支援専門員に対する研修として「相談支援サポート事業」を実地し、人材の育成にも努めています。  特に、障害児相談支援については、子育て支援や教育等の施策や機関との連携、発達支援や保護者支援の視点とその知識が必要であることから、「あい・さかい・サポーター養成研修」の実施や、障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）において事業所支援などを実施しています。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第13項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>重度障害者福祉タクシー利用助成制度は、重度障害者（児）の社会参加の増進を図るため、利用料金の一部を助成する制度です。</p> <p>本市の財源に限りがある中、現在のところ利用枚数を増やすことについては困難ですが、障害者の社会参加を促進するため必要な助成であることから、外出支援サービス事業について国に財政措置を講じるよう、今後も引き続き要望を行ってまいります。</p> <p>第14項（障害福祉部障害福祉サービス課）</p> <p>障害者総合支援法において、支給量について障害福祉サービスの支給決定を行う際には、障害支援区分又は障害の種類、介護を行う者の状況、他の介護給付費等の受給の状況等を勘案して、支給決定を行う必要があり、1か月を単位としてサービス量を定めなければならないと規定されています。市町村事業である地域生活支援事業についても、上記の考え方にに基づき、1か月を単位として支給決定を行っておりますのでご理解ください。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	建築都市局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第15項（交通部公共交通担当）</p> <p>美原区では、区域と鉄道駅を結ぶ一般の路線バスに加え、美原区域路線バス4路線と堺市乗合タクシーを運行しています。</p> <p>堺東や中百舌鳥、泉ヶ丘へは、バスや乗合タクシーをご利用いただき、北野田駅等から鉄道に乗り継いでいただきますようお願いいたします。</p> <p>河内松原駅等へは近鉄バスをご利用いただきますようお願いいたします。</p> <p>市としましては、すべての人が安心して利用できるノンステップバスの導入促進などバリアフリー化に取り組み、事業者と連携を図りながら公共交通の維持確保に努めます。ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>第16項（交通部公共交通担当）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車に65歳以上の堺市民の方が1乗車100円でご利用できる制度です。</p> <p>今後とも制度の趣旨を踏まえ利便性の良い、おでかけ応援制度の運用に努めます。</p> <p>なお、身体障害者及び知的障害者に対しては、JRや私鉄各社において、旅客運賃の割引制度を設けております。バスにつきましても、バス会社によって適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。また、介護者についても、障害者本人の障害の程度によって、割引が受けられる場合がありますので、詳しくは、各交通機関にお問い合わせください。</p> <p>今後も、障害のある方々のご意見などを参考にしながら、社会参加の促進を図る観点から障害者に対する取組について検討したいと考えています。</p> <p>第17項（交通部公共交通担当）</p> <p>本市では地下鉄御堂筋線のなかもず駅において可動式ホーム柵が設置され、運用を開始しています。今年度には新金岡駅と北花田駅に設置される予定です。他の路線においても早期に可動式ホーム柵が設置されるよう引き続き各事業者に働きかけます。</p> <p>また、JR百舌鳥駅は世界文化遺産に訪れる国内外からの観光客など駅利用者も考慮し、駅の安全性の向上のため可動式ホーム柵の設置と駅員の常駐について、引き続き同社に対応を求めます。</p>			

番 号	陳情第23号	所管局	教育委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第18項(1)(教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課・学校管理部学校施設課)</p> <p>本市では現在、小学校において1・2年生で35人以下の学級編制、「小学校教育支援加配教員」の配置により、小学校3年から6年において38人以下の学級編制を行っています。また、小・中学校において「習熟度別指導等加配教員」の配置により、きめ細かな指導を行うために、1クラスを分割するなど少人数での学習を実施しています。</p> <p>少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について、国に対し引き続き要望します。</p> <p>第18項(2)(教職員人事部教職員人事課・学校教育部支援教育課・学校管理部学校施設課)</p> <p>本市では、国の法律で定められた学級編制基準に則って学級編制を行っており、通常の学級を編制する際、支援学級在籍児童は含まないこととしています。学級編制基準の改善については、国に対し引き続き要望します。</p> <p>第18項(3)(学校教育部支援教育課)</p> <p>保護者等の待機場所については、支援の必要な児童生徒に対する指導が継続的に行えるよう、各校の余裕教室の状況などをふまえ、可能な限り必要な措置を行っているところです。</p> <p>また、通級指導教室の設置は、国において担当教員の基礎定数化が平成29年度から10年かけて段階的に行われています。本市の中学校の通級指導教室は、昨年度より1教室拡充し、6校6教室ですが、今後も国に対し増設置を要望します。</p>			



番 号	陳情第24号	所管局	市民人権局
件 名	男女共同参画等について		
<p>第1項 (1) (2) (3) (4) (男女共同参画推進部男女共同参画推進課)</p> <p>本市では「堺市男女共同社会の形成の推進に関する条例」に基づき、「第4期さかい男女共同参画プラン (改定)」を行動計画と位置づけ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を、総合的かつ計画的に推進しています。</p> <p>具体的には、政策決定の場に男女が対等な立場で参画し、意見が反映されることが重要であることから、さかい男女共同参画プランの成果指標に市職員や市教職員の女性管理職比率を掲げ、積極的な登用を図っています。</p> <p>また、様々な分野において働く女性の個性と能力が発揮される社会を実現するため、市内企業と連携し、庁内外の女性活躍に積極的に取り組んでいきます。</p> <p>本市では今後も引き続き、これまでの固定化された男女の役割にとらわれず、個性と能力を十分に発揮するとともに、全ての分野に対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会の実現をめざした取組を推進します。</p> <p>第2項 (男女共同参画推進部男女共同参画推進課)</p> <p>国では「第5次男女共同参画基本計画」において、男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献の具体的な取組として、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について検討を進める」としています。本市としましては、今後も国際的な取組に関する情報を収集し、国の動向を注視しながらジェンダー平等に向けた取組を推進します。</p>			

番 号	陳情第24号	所管局	健康福祉局
件 名	男女共同参画等について		
<p>第3項（生活福祉部地域共生推進課・生活援護管理課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ひとり親世帯、特に母子世帯の経済的な影響は深刻な状況であると認識しています。</p> <p>そのような中、国が実施する「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」のうち、令和3年4月分の児童扶養手当を受給している世帯に対する給付金については既に支給を行いました。その他の対象となるひとり親世帯に対しても、申請後できるだけ速やかな支給を行います。</p> <p>また、ひとり親家庭に対する本市独自の取組みとしては、昨年7月から児童扶養手当受給世帯等を対象としたファイナンシャル・プランナーによる無料の家計相談を実施し、自立を促進する施策を充実させています。</p> <p>今後も、母子家庭を始め、ひとり親世帯の生活の安定と向上に向け、支援の充実を図ります。</p> <p>加えて、生活に困窮されている女性や母子世帯を含めた支援として、生活困窮者自立支援法に基づき、「堺市生活・仕事応援センターすてっぷ・堺」において、生活や就労に関する相談支援を実施しています。また、離職等により住居を喪失した方、又は住居を喪失するおそれのある方に対して、住居確保給付金を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を実施しています。</p> <p>なお、保護を希望する方が確実に生活保護の申請が行えるよう、引き続き適正な運用に努めていきます。</p>			

番 号	陳情第24号	所管局	教育委員会事務局
件 名	男女共同参画等について		
<p>第4項（学校教育部学校総務課）</p> <p>児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合には、教員の方から生理用品を渡すなどの対応をしています。</p> <p>トイレ内に設置することには、衛生面や安全面での懸念もあり、児童生徒の心身の健康状態等について把握するため、保健室等で対面による個別の対応が適切であると考えています。</p>			



番 号	陳情第25号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国民健康保険法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。</p> <p>大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、令和3年度の保険料率についても、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう料率を設定しています。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少した被保険者については、申請により保険料の減免や支払猶予が受けられる場合があります。</p> <p>第2項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者への保険料減免については、国の通知に基づき、令和3年度においても引き続き対応します。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（商工労働部産業政策課）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への給付金については、国による一時支援金や月次支援金、大阪府による営業時間短縮協力金や大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金など、多岐にわたる制度が随時実施されております。</p> <p>併せて本市では、中小・小規模事業者に対し、新しい生活様式への対応を促進し、将来に渡る事業継続が図ることができるよう、堺市頑張る中小企業応援補助金、先端設備等導入支援補助金、中小企業デジタル化促進補助金、飲食店感染症対策支援補助金など独自の緊急対策を実施しているところです。</p> <p>引き続き、市内事業者の状況の把握に努めながら、市の支援策はもとより、国や府も含めた様々な支援策の情報を迅速に分かりやすく提供し、活用していただくことにより、市内事業者の事業継続の支援に努めてまいります。</p> <p>第4項（商工労働部商業流通課）</p> <p>堺市飲食店感染症対策支援補助事業については、令和3年4月以降の第4波とされる市内における感染症の急拡大に対応するため、早急に事業を開始する必要性がありました。事業実施にあたり、持続化給付金や家賃支援給付金などで利用された経済産業省が運営する補助金の電子申請システム等の利用についても検討を行いました。導入手続きに一定の期間を要することから、既存の堺市電子申請システムを利用することとしました。</p> <p>今後とも、申請者の補助金手続きの効率化に向けて、庁内関係部局と連携してまいります。</p> <p>第5項（商工労働部商業流通課）</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、これまで、本市では飲食店に関する支援として、大阪府と共同での休業要請支援金や水道料金補助の取り組み、また、堺商工会議所による市内飲食店応援プロジェクト「みらい飯」事業への支援などを実施してきました。</p> <p>また、市内の飲食店各店舗におかれましても、これまで、持続化補助金をはじめとした、国等の補助制度も活用しながら、感染防止対策に多大なご協力をいただいているところです。</p> <p>今回の堺市飲食店感染症対策支援事業の実施にあたっては、令和3年4月以降の第4波とされる市内の感染症急拡大を受け、各飲食店における感染予防対策の更なる強化を図ることを目的としていることから、令和3年4月1日以降に購入した物品を対象としました。</p> <p>今後とも、本事業の実施により、市民が安心して利用できる飲食店の拡充につなげていくよう、取り組みを進めてまいります。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（健康部健康医療推進課）</p> <p>こども急病診療センターは小児の初期急病に対する診察を行い、併設する堺市立総合医療センターと緊密に連携することで、急な発熱や腹痛など日常の病気に潜む重症症例や、急速な重篤化に対応できる体制をとっています。</p> <p>また、小児科医の確保が困難な現状において、1か所とすることで年間を通じた診療体制を維持することが可能となっていることをご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>第2項（1）（健康部保健所感染症対策課）</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種の電話及びインターネットでの予約申込みにつきましては、より多くの皆様の予約受付に対応できるよう、電話回線を設置当初の90回線から180回線に増設したほか、インターネットのサーバ機器を増強するなど、受付体制を強化しています。また、広報さかいや市ホームページなどを通じて、身近な医療機関での個別接種も利用いただくよう、周知に努めております。</p> <p>第2項（2）（健康部保健所感染症対策課）</p> <p>本市では、新型コロナウイルスワクチンの接種に協力していただける医療機関を対象に、独自に接種確保協力金を設け、より多くの方が接種を受けられるよう接種回数の確保を図るとともに、医療機関において接種に必要な薬剤等の確保に役立てていただけるよう取り組んでおります。</p> <p>第2項（3）（健康部保健所感染症対策課）</p> <p>新型コロナウイルス感染症における検査は、感染症法に基づく行政検査として医師の判断のもと実施しており、まずは症状のある方や濃厚接触者など、検査が必要とされる方に適切に受検していただくことが重要であると考えています。</p> <p>また、本年2月から高齢者施設、障害者施設等の従事者を対象とした集中検査を開始しており、4月以降も引き続き実施しています。</p> <p>なお、大阪府内共通の取組として、高齢者施設等「スマホ検査センター」を設置し、高齢者施設、障害者施設等の従事者及び利用者に加え、新たに保育園、こども園、幼稚園等の従事者を対象とし、少しでも症状のある方について、医師の判断によらず検査を受けていただくことのできる体制も構築しています。</p> <p>今後も、検査体制のさらなる充実に向けて、検査スキームや検査対象について、国の動向を注視し、今後の取組について検討していきますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（子ども青少年育成部子ども育成課・子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）（健康福祉局障害福祉部障害支援課）</p> <p>(1) (2) 公立認定こども園の民営化については、限られた財源のもと、多様化する保育需要に対応しながら、市民サービスの維持・向上を図るため、民間活力を導入するものです。現在、公立として存続させる施設は12か所と公表しており、美原ひがしこども園をはじめ、その他の施設は条件が整い次第、民営化を進めています。</p> <p>民間移管にあたっては、保護者の皆様を対象としたアンケート調査の実施、引継ぎや共同教育・保育を行うなど、教育・保育の質の維持及び向上を図るように取り組んでいます。なお、移管後については、本市職員が施設を訪問し、利用児童の様子や運営内容等について確認や指導を行いながら、フォローアップも行っています。</p> <p>民間教育・保育施設等の保育士等の処遇改善については、国の公定価格で職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算や技能・経験に応じた追加的な加算があるほか、国の基準を上回る職員配置や障害児保育や要配慮児対応等への加配ついて、市独自の運営補助などを行っています。</p> <p>美原ひがしこども園や美原区内のこども園の障害児の受入れについては、障害児を取り巻く環境や保育ニーズ、周辺施設の状況なども勘案しながら、適切に確保できるように努めます。</p> <p>(3) 本市では、公立の児童発達支援センターとして、南区域山台に「つぼみ園」、西区上野芝町に「もず園」を設置し、障害児の療育・訓練を行っており、美原区にお住まいの方は「つぼみ園」を利用いただいていますのでご理解ください。</p> <p>また、令和3年5月1日現在、本市内で療育・訓練のサービスを提供している民間の障害児通所支援事業所は125か所あり、うち美原区は6か所となっています。</p> <p>(4) 病児保育施設は、令和2年3月に策定しました「堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）」において、病児保育に係るニーズ量の将来推計に基づき、5か所の施設を設置するとしています。現在、堺区・中区・西区・南区・北区に5か所の施設を設置しており、ニーズ量に対する設置計画数を満たしています。病児保育施設がない東区、美原区につきましては、医療機関（小児科）併設型の病児保育を実施できる医療機関がないなど設置が困難な状況であるため、平成30年3月から実施している市内全域をカバーする訪問型の病児保育事業をご活用いただきますよう、ご理解ください。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>(5) 第2子の0歳児から2歳児の保育料無償化については、市の非常に厳しい財政状況の中、対象者全員に実施することは困難な状況です。</p> <p>なお、令和3年度における暫定的な対応として、特に経済的負担の厳しい子育て世帯への支援を行うことを目的に、年収380万円未満相当世帯を対象とする所得制限を設けたうえで実施しています。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（都市整備部都市整備担当）</p> <p>黒山地区では、事業者の計画をもとに、交通管理者等と協議を行い、本市で交差点改良などの対策を実施しております。</p> <p>また、商業施設の整備と合わせ、安全安心な交通処理のため、引き続き事業者を指導します。</p> <p>第5項（交通部公共交通担当）（建設局道路部道路整備課・土木部土木監理課・北部地域整備事務所・サイクルシティ推進部自転車企画推進課）</p> <p>美原区では、一般の路線バスに加え、区域と北野田駅や初芝駅、新金岡駅とを結ぶ美原区域路線バス4路線を運行しています。また、バス停から遠く、バスを利用しにくい地域では、地域と北野田駅等とを結ぶ乗合タクシーを運行しています。</p> <p>堺東へは、バスや乗合タクシーご利用いただき、北野田駅等から鉄道に乗り継いでいただきますようお願いいたします。</p> <p>北野田駅前～さつき野東の運行ダイヤについては、周辺のバス路線の運行ダイヤや利用状況を踏まえながら設定しており、慎重な判断が必要となります。また、終バス時刻の延長については、人件費や燃料費等が増加するため、それに見合う収入が確保できるかなどの課題もあり、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>乗合タクシーの予約については、運行開始当初、乗車の3時間前としておりましたが、利用者の要望を踏まえ、乗車の2時間前に短縮するなど利便性向上に取り組んでいます。乗車の2時間前までの予約については、予約を受けてから確実に配車するために必要な時間であり、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、本市では、以前、各区内を周回する「ふれあいバス」と「みはらふれあい号」を運行していましたが、路線バスとの重複が多く、利用が低調であったことなどから、平成25年6月末日をもって廃止した経緯があります。美原区においては、路線バスに加えて、堺市乗合タクシーを運行することにより、人口割合で約96%の区民の方が公共交通をご利用いただける環境となっています。</p> <p>新たな歩道の整備については、用地買収が必要となる場合が多く、時間と費用を要します。このため、地域からの要望を踏まえ、道路の幅員に応じて外側線を設置することや道路側溝に蓋を掛けることによる歩行空間の確保などを行っています。</p> <p>また、自転車道の整備につきましては、現在本市では平成27年度から令和4年までを計画期間として自転車レーンの整備を進めており、来年度に現行計画の実施が終了いたします。次期整備計画において今後の整備計画路線を示していく予定です。</p> <p>市としましては、今後とも事業者と連携してより良い市民の移手段の維持確保に努めますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（1）（学校教育支援課・学校管理部学校施設課）</p> <p>本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」に基づき、校舎の新築や改築等に合わせてエレベータ設置を行っています。現在のところ、さつき野小学校・さつき野中学校においてエレベータ設置の予定はありませんが、障害のある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、学級の状況や児童生徒の障害の状況を鑑みながら、関係課と連携し、必要な措置を講じます。</p> <p>第6項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策事業の運営は、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）に基づき実施しています。</p> <p>また、当該事業につきましては、事業の運営を条例に基づいた業務仕様書により委託し、市の事業として実施しています。</p> <p>運営事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により価格のみでなく、これまでの実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査してよりすぐれた運営事業者の決定を行っています。</p>			



番 号	陳情第27号	所管局	健康福祉局
件 名	感染症対策について		
<p>第1項（健康部保健所感染症対策課）（危機管理室危機管理課）（環境局環境事業部環境業務課）</p> <p>厚生労働省では、素材や人との距離感等によって違いは出ますが、マスクは、ウイルス吸入量を減少させる効果よりも、自分からのウイルス拡散を防ぐ面で、感染拡大防止に一定の効果があるとしています。</p> <p>また、触覚・嗅覚等の感覚過敏といった障害特性によって、マスク等の着用が困難な状態にある方への理解も求めています。</p> <p>こうした中、新型コロナウイルスの感染防止にあたっては、まずは基本的な感染対策の継続が欠かせないことから、市ホームページや広報紙、防災行政無線や館内放送など様々な方法により、市民の皆様はその重要性をお伝えしています。内容を分かりやすくお伝えするため、あくまで代表的な対策例としてマスクやこまめな手洗い、手指の消毒などをお示ししているものです。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束に向け、引き続き、効果的な周知・啓発を行っています。</p>			

番 号	陳情第27号	所管局	教育委員会事務局
件 名	感染症対策について		
<p>第2項(1)(学校教育部人権教育課)</p> <p>本市では、新型コロナウイルス感染症に起因する差別や偏見を許さないことや人権が尊重されるようポスター等で啓発を行っています。教育委員会においても、各学校園に文書等で差別や偏見が起きないように配慮することを通知しています。</p> <p>また、さまざまな事情でマスクの着用が難しい児童生徒についても、それぞれの状況にあわせて適切に対応するよう通知等を行い、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、取り組んでいます。</p> <p>第2項(2)(学校教育部人権教育課)</p> <p>これまでも、文部科学省からの通知については、学校園に対して周知しています。今後も、各省庁からの通知等については、学校園に周知します。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	産業振興局
件 名	養豚場について		
<p>(農政部農水産課)</p> <p>当該養豚場につきましては、周辺地域の開発による市街化の進展に伴い、生活環境への影響が発生している状況であり、本件養豚場の悪臭対策の必要性については、市としても認識しています。</p> <p>これまでも、市から事業者に対して悪臭対策を講じるよう指導を繰り返し、事業者においても施設の改修など臭気の改善を図ってきた経緯はありますが、当該施設は家畜を多数飼養しているため、施設改善などによる悪臭対策には限界があり、解決には至っていない状況です。</p> <p>市としても、このような地域の実情を踏まえ、第三者の意見も聞きながら関係者等との協議調整により、一日も早い根本的な解決をめざして取り組んでいます。</p>			



番 号	陳情第29号	所管局	建設局
件 名	天神公園について		
<p>第1項（公園緑地部公園緑地整備課）（産業振興局農政部農業土木課）  天神公園は、事業認可を取得した約1.0ヘクタールについて防災機能を備え子どもたちの遊び場も含めた多様な年代の方が利用できる地区公園として、広場や遊具、トイレ等の公園施設の整備を計画しています。限られた整備区域の中で上記の機能を有した広場の整備等を考慮すると、ドッグランの機能を入れるには狭いことから、当該公園におけるドッグランの整備は考えておりません。また、公園内におけるドッグラン設置指針については、作成の予定はありません。</p> <p>第2項（公園緑地部公園緑地整備課）（産業振興局農政部農業土木課）  天神公園は、広域避難地の機能を有する都市公園として位置づけており、大震災等で万が一、延焼火災が発生した場合などに、住民の生命や身体の安全を確保するため、一時的に避難できる防災機能を備えた公園として整備する予定です。  なお、浸水害が想定される場合は、広域避難地ではなく、災害種別ごとに指定されている最寄りの指定避難所（小学校等）へ避難することになっています。</p> <p>第3項（公園緑地部公園緑地整備課）（産業振興局農政部農業土木課）  天神公園の都市計画区域は、令和2年度に都市計画公園見直しガイドラインに基づき、長期間において、土地利用の継続が見込まれる萩原天神の区域を廃止し、見直しました。  見直し後は、都市計画区域（約5.7ヘクタール）のうち、約1.0ヘクタールを先行整備し、その後は、今池を含む未着手区域の整備を行い完了となります。なお、都市計画区域の拡張は考えておりません。  また、基本計画案は平成31年度より校区自治連合会をはじめ地域のみなさまに説明を行い、ご意見を反映した公園計画としております。</p> <p>第4項（公園緑地部公園緑地整備課）（産業振興局農政部農業土木課）  今池、新池、坊ヶ池、灰原池は、農業用ため池として水利組合等により管理されています。ため池は、農業用水の確保以外にも、水辺空間の形成や大雨時の貯留効果による防災機能など、地域にとって重要な施設となっており、本市としても水利組合が管理する農業用ため池に対して支援を行っています。  ただし、これらのため池の整備に当たっては、まずは所有者・管理者である地元の合意や負担が必要となりますので、地域で十分に議論いただきますようお願いいたします。</p> <p>第5項（公園緑地部公園緑地整備課）（産業振興局農政部農業土木課）  公園の名称につきましては、地域のみなさまのご意見を伺いながら決定していきます。</p>			



番 号	陳情第30号	所管局	教育委員会事務局
件 名	公立幼稚園について		
<p>第1項（教育センター能力開発課・教職員人事部教職員人事課）  存置する4園については、研究実践に係る消耗品の配当、専門家派遣も含めた指導助言や成果発信のコーディネートなどの支援も行います。今後も、研究実践園としての役割や支援を要する子どもたちが増えている状況等を踏まえた園運営の課題等については検討します。</p> <p>第2項（学校管理部学校施設課）  幼稚園施設や設備の整備については、存置する4園において、3年保育と預かり保育の実施に伴う空調設備（エアコン）の設置を本年5月末までに完了する予定です。今後も必要に応じて整備を行います。</p> <p>第3項（教育センター能力開発課・教職員人事部教職員人事課）  閉園予定園の最終年度については、園児が少人数であっても小学校以降の子どもの発達を見通しながら教育活動を展開し、幼稚園教育において育みたい資質・能力を一体的に育ていけるよう、円滑な園運営に向けて総合的な観点から体制を検討します。</p> <p>第4項（教育センター能力開発課・学校管理部学校給食課）  幼児期においては、食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味関心を通じて自ら進んで食べようとする気持ちが育つよう、公立幼稚園ではお弁当等を活用した食育を行っています。  幼稚園給食の実施については、今後の課題の一つと考えています。</p>			



番 号	陳情第31号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策等について		
<p>第1項(1)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>これまでに、マスク等、入手困難な衛生用品等については、市が中心となり確保に努めてきました。今後も、供給状況を見ながら、衛生管理に必要な物資の購入等、通常時より使用量の増える物資や特に購入が難しい物資の確保に努めます。</p> <p>また、令和2年度には国の2次補正に基づき実施する大阪府の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金等を財源とした感染拡大防止対策事業を実施し、各事業者がそれまでの受取数量や備蓄状況等も踏まえ、必要な物資の購入を行いました。</p> <p>今後も事業者と情報を共有し、必要な対応に努めます。</p> <p>第1項(2)、第4項(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>指導員の方々には、感染リスクがある中、教職員と同様に感染症対策を徹底しながら業務に従事していただいていると理解するとともに感謝しています。</p> <p>そのような中、指導員の処遇改善については課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めます。</p> <p>指導員への報奨金については、現在のところ予定していません。</p> <p>第2項(1)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>待機児童解消のため、活動場所については、国の基準を遵守しつつ、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保に努めます。</p> <p>感染対策のための消耗品や備品等については、すでに各運営事業者に配布していることから保管場所については、活動場所を圧迫することがないように、運営事業者に調整をお願いします。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策として、体調不良の児童を休ませることができる場所については、各学校に配慮をお願いしています。</p> <p>第2項(2)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>指導員の配置については、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、支援の単位ごとに2人としており、そのうち1人を放課後児童支援員としています。なお、国では参酌基準として指導員の配置は支援の単位ごとに各地方自治体の判断で1人とすることも可としています。本市では2人としています。</p> <p>なお、本市が開設している支援の単位に必要な放課後児童支援員数は配置できているものと考えています。</p>			

番 号	陳情第31号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策等について		
<p>第2項(3)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>感染症対策については、のびのびルーム等放課後児童対策事業を学校内で実施していることに鑑み、学校に準じた取組を行っています。</p> <p>なお、緊急事態宣言発出期間中については、感染拡大防止を最優先として活動場所の広さに関係なく、児童が至近距離で向かい合わせとなる活動を一部自粛しています。</p> <p>利用児童が安全にのびのびルームで過ごすための対応ですのでご理解ください。</p> <p>第3項(1)(2)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>放課後児童対策等事業をさらに充実し、利用者にとってより良いものとするため、公募型プロポーザル方式により、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査してよりすぐれた運営事業者の決定を行っています。</p> <p>また、運営事業者の変更があった場合には引継ぎを着実にを行い、指導員の継続雇用等についても新事業者に配慮を依頼しています。</p> <p>第5項(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>複数の放課後児童対策事業があることについては課題であり、事業を統一していく必要があると認識しています。また、放課後の施策が利用するすべての児童にとってよりよいものとなるよう、今後の進め方についても検討を行います。</p>			

番 号	陳情第32号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項(1)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>平成28年度から令和3年度までに用意された共用教室の名称と各教室の位置は次のとおりです。</p> <p>平成28年度と平成29年度は、生活科ルーム2(3号館2階西側)、PTA会議室(2号館3階東側)の2教室です。</p> <p>平成30年度と平成31年度(令和元年度)は、生活科ルーム2(3号館2階西側)、PTA会議室(2号館3階中間)、少人数教室(3号館2階西側)の3教室です。</p> <p>令和2年度は、生活科ルーム、3年学習ルーム、5年少人数教室の3教室(全て3号館2階東側)です。</p> <p>令和3年度は、生活科ルーム1、生活科ルーム2、生活科ルーム3、3年学習ルームの4教室(全て3号館2階東側)です。</p> <p>第1項(2)(3)(4)、第3項(1)、第7項(2)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>活動場所については、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保に努めるなど学校との連携を図ります。</p> <p>今後も随時、学校と協議を行い、共用教室の利用方法や今後の利用児童数に応じた共用教室の確保など、児童が安心安全にのびのびルームや放課後ルームを利用できる環境の提供と感染リスクの低減に努めます。</p> <p>第2項(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>業務仕様書上、活動場所が離れているルームにおいて、指導員同士の連携を図るために必要な携帯電話などの備品等は運営事業者が用意することとしています。</p> <p>第3項(2)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>必要な指導員については、本事業の業務仕様書及び企画提案に基づき、運営事業者が確保することとなっていますが、本市としましてもホームページにおいて、運営事業者の指導員等の募集の記事等を掲載しています。</p> <p>引き続き、指導員確保のため、様々な対策を検討します。</p>			

番 号	陳情第32号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第3項(3)(地域教育支援部放課後子ども支援課)  指導員の方々には、感染リスクがある中、教職員と同様に感染症対策を徹底しながら業務に従事していただいていると理解するとともに感謝しています。  そのような中、指導員の処遇改善については課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めます。</p> <p>第4項(1)(地域教育支援部放課後子ども支援課)  百舌鳥小学校のびのびルームにおける基本配置数は、令和3年2月と3月は8人、4月は10人となっています。  配慮を要する児童への対応等のための追加配置指導員(以下「加配指導員」という。)の必要認定数は、令和3年2～4月は7人となっています。</p> <p>第4項(2)(地域教育支援部放課後子ども支援課)  令和3年2～4月において、百舌鳥小学校のびのびルームで基本配置指導員数が不足している日はありません。  また、月別の開設日数及び加配指導員の必要認定数に対しての配置不足日数については次のとおりです。  令和3年2月の開設日数は22日、必要認定数に対して不足していた日数は3日、うち1名不足が1日、2名不足が2日です。  令和3年3月の開設日数は26日、必要認定数に対して不足していた日数は7日、うち1名不足が1日、2名不足が2日、3名不足が4日です。  令和3年4月の開設日数は25日、必要認定数に対して不足していた日数は20日、うち1名不足が4日、2名不足が2日、3名不足が6日、4名不足が3日、5名不足が3日、6名不足が1日、7名不足が1日です。</p> <p>第5項(1)(地域教育支援部放課後子ども支援課)  百舌鳥小学校のびのびルームの利用登録者数は、令和3年3月157人、4月223人、5月218人です。  百舌鳥小学校放課後ルームの利用登録者数は、令和3年3月38人、4月32人、5月34人です。</p>			

番 号	陳情第32号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第5項(2)(地域教育支援部放課後子ども支援課)  百舌鳥小学校のびのびルームの令和3年度当初申込者数と利用承認者数は、1年生64人、2年生59人、3年生52人、4年生31人、5年生4人、6年生2人の合計212人です。  百舌鳥小学校放課後ルームの令和3年度当初申込者数と利用承認者数は、5年生25人、6年生7人の合計32人です。</p> <p>第6項(1)(2)(3)(4)(地域教育支援部放課後子ども支援課)  現場を確認の上、必要性や対応の可否を判断した上で対応します。</p> <p>第7項(1)(地域教育支援部放課後子ども支援課)  放課後ルームの指導員の配置数については、放課後子ども教室に係る国の基準はないですが、のびのびルームと同様に本市では利用児童数40人までは2名を配置するよう、業務仕様書で定めています。</p>			



番 号	陳情第33号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策事業の運営は、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）に基づき市の事業として実施しており、運営事業者の選定においては、公募型プロポーザル方式により、価格のみでなく、これまでの実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査して決定を行っています。</p> <p>なお、運営事業者の変更があった場合には引継ぎを着実に行之、指導員の継続雇用等について新事業者に配慮を依頼しています。</p> <p>委託契約の契約期間は、単年度での契約が原則となっていますが、本事業では、運営事業者の指導員の確保や子どもたちへの影響を考慮し、現在3年間としています。</p> <p>また、本市では、運営状況を把握するため、平成29年度より利用者アンケートを実施しています。令和2年10月実施の利用者アンケートにおいては、利用保護者によるルームの利用に関する評価が「満足」及び「おおむね満足」の回答があわせて9割を超える結果となっており、円滑に事業運営できているものと判断しています。</p> <p>今後も利用保護者等の意見を聴取し、事業の改善に努めます。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員の配置については、国では参酌基準として各地方自治体で1人とする可とされていますが、条例に基づき、支援の単位ごとに2人としており、利用児童数に応じて配置しています。</p> <p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員の方々には、感染リスクがある中、教職員と同様に感染症対策を徹底しながら業務に従事していただいていると理解するとともに感謝しています。</p> <p>そのような中、指導員の処遇改善については、課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーションの向上につながるよう特に各事業者が人件費の確保が行えるよう引き続き予算の確保に努めていきます。</p> <p>なお、慰労金の追加支給等については、現在のところ予定していません。</p>			

番 号	陳情第33号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員の配置については、定員40人に対し2人を配置しています。また、定員を設定するための利用率については、可能な限り待機児童を無くすため、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出する方法となっています。</p> <p>掃除機等の備品については業務仕様書において運営事業者が用意することとなっており、引き続き必要な備品を揃えることができるよう、委託費について予算の確保に努めていきます。</p> <p>施設、設備の更新については、計画的かつ継続的な環境整備に努めています。なお、専用教室及び共用教室の床の改修については平成30年度に13校、令和元年度に10校、令和2年度は5校の改修を実施しました。</p> <p>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>緊急時のAEDの使用については、学校と事前に使用方法を確認した上で学校内に設置しているAEDを使用することとなっています。</p> <p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策事業の運営経費については、受益者負担の観点から一部負担金を設定しています。</p> <p>なお、負担金については、きょうだい減免は実施していませんが、保護者の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けています。</p> <p>また、急激な収入減少等で負担金の納付が困難になった家庭については、個々の事情を判断し、対応しています。</p>			

令和3年 第2回市議会(定例会)陳情回答綴

---

令和3年6月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

---

堺市行政資料番号

1-B2-21-0059